

平成 25 年 11 月滋賀県議会定例会提出案件説明資料

(予算案件を除く)

	案 件 名	担 当 課	頁
条 例 案	議第 141 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案 【継続審査分】	流域政策局	別冊
	議第 205 号 滋賀県道路占用料等徴収条例の一部を改正 する条例案	道路課	1
	議第 206 号 滋賀県公共港湾施設の設置および監理に関 する条例の一部を改正する条例案	流域政策局	5
	議第 207 号 滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正 する条例案	流域政策局	15
	議第 208 号 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正 する条例案	流域政策局	20
	議第 209 号 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例 案	都市計画課	27
そ の 他 の 議 案	議題 237 号 契約の締結につき議決を求めることについ て (木之本長浜線補助道路整備工事)	道路課	35
	議第 239 号 契約の変更につき議決を求めることについ て (葉山川広域河川改修事業一般国道 1 号 横過部工事)	流域政策局	37
	議第 252 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について (大津港公共港湾施設 (マリーナ 施設を除く。))	流域政策局	41
	議第 253 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について (大津港公共港湾施設 (マリーナ 施設に限る))	流域政策局	(41)
	議第 254 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について (滋賀県営都市公園 (湖岸緑地生 川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地 区および北大津地区、春日山公園、尾花川 公園に限る。))	都市計画課	51

	案 件 名	担 当 課	頁
そ の 他 の 議 案	議第 255 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について（滋賀県営都市公園（湖岸緑地山 田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区お よび中主吉川地区に限る。））	都市計画課	(51)
	議第 256 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について（滋賀県営都市公園（湖岸緑地能 登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、 曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地 区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に 限る。））	都市計画課	(51)
	議第 257 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について（滋賀県営都市公園（びわこ文化 公園(文化ゾーン)に限る。））	都市計画課	(51)
	議第 258 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について（滋賀県営都市公園（奥びわスポ ーツの森に限る。））	都市計画課	(51)
	議題 263 号 滋賀交通ビジョンの策定につき議決を求め ることについて	交通政策課	97
	議第 265 号 指定管理者の指定につき議決を求めること について（滋賀県営都市公園（びわこ地球 市民の森に限る。））	都市計画課	(51)

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 経過

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」が平成 24 年 8 月に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることから、必要な改正を行います。

2 今回改正の内容

消費税法第 6 条第 1 項および消費税法施行令第 8 条により消費税が課される道路の占用について、占用料額を算出する際に乗じる率を「100 分の 105」から「100 分の 108」に改正します。

対象：1 か月未満の占用料

- ・道路占用料は、土地の貸付けに係る対価に該当し、その貸付期間が 1 か月未満である場合を除き、非課税となる。
- ・なお、実際の貸付期間が 1 か月未満である場合に、1 か月分の道路占用料を受受することとしているときであっても、その貸付期間が 1 か月未満であることから、その道路占用料は、課税の対象となる。

(国税庁・質疑応答事例より)

3 施行期日

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

4 今後の予定

国が管理する国道等にかかる占用料を改定する政令が平成 26 年 4 月 1 日から施行されることから、本県におきましても、今後、国の道路法施行令の改正内容を参考として、占用料額を見直します。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が見直されることに伴い、滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 消費税法第 6 条第 1 項および消費税法施行令第 8 条により消費税が課される道路の占用について、占用料額を算出する際に乗じる率を「100 分の 105」から「100 分の 108」に改正することとします（第 2 条第 2 項関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第205号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (占用料の額) 第2条 第1項 省略 2 県道の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 以下省略</p>	<p>第1条 省略 (占用料の額) 第2条 第1項 省略 2 県道の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 以下省略</p>

公共港湾施設の設置および管理に関する条例
港湾占用料等徴収条例
流水占用料等徴収条例

の一部分改正について

1 公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部分改正について

(1) 改正の理由

- ア 前回の改正から、平成 26 年 4 月 1 日で 5 年が経過することとなり、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、現行料金と所要経費の差額について改正するものである。
- イ 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から変更になるため、税率引上げに応じた料金単価に改めることが必要である。

(2) 改正の概要 (別紙参照)

- ア 公共港湾施設 (マリーナ除く) の使用料については、現行料金と所要経費の差額として約 5 % の料金単価引上げを行うとともに、消費税率増分の料金単価引上げを行う。
- イ マリーナ施設の使用料については、消費税率増分の料金単価引上げを行う。
- ウ この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとする。
- エ その他必要な規定の整理を行うこととする。

2 港湾占用料等徴収条例および流水占用料等徴収条例の一部分改正について

(1) 改正の理由

- ア 前回の改正から、平成 26 年 4 月 1 日で 5 年が経過することから、土地価格や公共料金の動向を踏まえ、県の使用料および手数料の見直しに併せて改正するものである。
- イ 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から変更になるため、税率引上げに対応できるよう規定を改めることが必要である。

(2) 改正の概要 (別紙参照)

- ア 港湾占用料等および流水占用料等について、主に土地価格の変動 (約▲ 2 %) や公共料金上昇率 (約 4 %) をもとに、個別の項目ごとに単価の算定を行い、改正をする。
- イ 消費税率引上げに対応できるよう規定を改める。
- ウ この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとする。

公共港湾施設の設置および管理に関する条例 一部改正案概要
(施行:平成26年4月1日～)

区分		現行単価	改定単価案	改正率	
泊地	5トン(総トン数をいう。以下この表において同じ。)未満	1隻1日につき	20 円	22	110.0%
	5トン以上	1隻1日につき	20 円	22	110.0%
		に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに右を加算した額	1 円	据置き	100.0%
岸壁(一般使用に限る。)	5トン未満	1航海につき	220 円	240	109.1%
	5トン以上20トン未満	1航海につき	530 円	570	107.5%
	20トン以上100トン未満	1航海につき	690 円	750	108.7%
	100トン以上300トン未満	1航海につき	1,100 円	1,190	108.2%
	300トン以上900トン未満	1航海につき	1,870 円	2,020	108.0%
	900トン以上	1航海につき	2,640 円	2,850	108.0%
岸壁(専用使用に限る。)	沿岸1メートルごとに1月につき	1,290 円	1,390	107.8%	
船揚場(専用使用に限る。)	1平方メートルごとに1月につき	670 円	720	107.5%	
野積場	1平方メートルごとに1日につき	6 円	据置き	100.0%	
港湾施設用地	工作物の設置 (仮設建物を設置する場合は、)	1平方メートルごとに1月につき	110 円	120	109.1%
		1本1月につき	100 円	110	110.0%
船揚場(一般使用に限る。)	1隻1日につき	1,350 円	1,460	108.1%	
船舶揚降施設(動力設備を使用する場合に限る。)	揚船または降船1回につき	4,170 円	4,500	107.9%	
出札所	1平方メートルごとに1月につき	4,390 円	4,740	108.0%	
改札所	1時間につき	1,210 円	1,310	108.3%	
集会室	午前9時から午後5時まで	1時間につき	1,210 円	1,310	108.3%
	上記以外の時間	1時間につき	1,750 円	1,890	108.0%
船舶用給水施設	給水量0.1立方メートルにつき	50 円	54	108.0%	
船舶用給油施設	給油量0.1立方メートルにつき	600 円	650	108.3%	
船舶用給電施設	給電1回につき	1,210 円	1,310	108.3%	
船舶用汚水処理施設	処理量0.1立方メートルにつき	28 円	30	107.1%	
駐車施設	大型車	1回1台につき	1,900 円	2,050	107.9%
	マイクロバス(乗車定員11人から29人までのものをい)	1回1台につき	1,300 円	1,400	107.7%
	自動二輪車	1台2時間以内	100 円	110	110.0%
	原動機付自転車	1台超過時間1時間につき	50 円	据置き	100.0%
	普通車(被牽引車を牽引しているものを除く。)	1回1台につき	500 円	550	110.0%
	被牽引車	1回1台につき	1,000 円	1,100	110.0%

公共港湾施設(マリーナ施設を除く。)

区分	現行単価	改定単価案	改正率	
係留施設(一般使用に限る。)	1隻1日につき	4,610 円	4,740	102.8%
係留施設(専用使用に限る。)	1隻1年につき	276,900 円	284,800	102.9%
		に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに右を加算した額 15,380 円	15,810	102.8%
船舶揚降施設(動力設備を使用する場合に限る。)	揚船または降船1回につき	3,970 円	4,080	102.8%
更衣室	1人1回につき	200 円	据置き	100.0%
集会室	1時間につき	1,010 円	1,030	102.0%
船舶用給油施設	給油量1リットルにつき	71 円	73	102.8%
船舶用修理施設	1時間につき	1,010 円	1,030	102.0%
洗艇用施設	1回につき	300 円	据置き	100.0%
艇置場	1隻1年につき	250,000 円	257,000	102.8%
		に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに右を加算した額 35,000 円	36,000	102.9%

その他必要な規定の整理について
使用料の減免ができる対象を広げるため、第11条第4項および第23条第6項中「者に対しては」を「ときは」
に表現の修正を行うこととします。

流水占用料および港湾占用料等徴収条例 一部改正案概要
(施行:平成26年4月1日~)

区 分			現行単価		改定単価案		改定率			
番号	区分	単位	市	町	市	町	市	町		
流水 占用料	別表第1の2、港湾は無し 鉱工業の用に供する場合(許可使用水量1リットル毎秒)	年	5,000		5,200		104.0%			
	養魚の用に供する場合(同)	年	1,100		1,150		104.5%			
	その他の用に供する場合(同)	年	3,700		3,850		104.1%			
土地 占用料 (別表第2、 港湾は別表1)	1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	m ² /年	1,050	750	950	750	90.5%	100.0%	
	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	m ² /年	850	600	800	600	94.1%	100.0%	
	3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	m ² /年	500	390	500	430	100.0%	110.3%	
	4	棧橋(浮棧橋を含む。))および揚陸施設	m ² /年	1,050	750	950	750	90.5%	100.0%	
	5	係船場	m ² /年	1,100	700	950	750	86.4%	107.1%	
	6	仮設の店舗	m ² /日	410	260	430	270	104.9%	103.8%	
	7	農用地	m ² /年	13	11	16	9	123.1%	81.8%	
	8	漁業施設	ア 小割式網生簀養殖場および真珠養殖場	m ² /年	15	15	15	15	100.0%	100.0%
			イ ア以外の区画漁業に供する施設	m ² /年	4	4	4	4	100.0%	100.0%
			ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設	m ² /年	6	6	6	6	100.0%	100.0%
			エ 養魚池	m ² /年	48	48	48	48	100.0%	100.0%
			オ やな漁業の用に供する施設	m ² /年	48	48	48	48	100.0%	100.0%
	9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	本/年	1,050	800	1,000	800	95.2%	100.0%	
	10	鉄塔	基/年	1,050	750	950	750	90.5%	100.0%	
	11	埋設管類 および架設 管類(開渠 の水路等 を含む。)	外径0.2m未満のもの	m/年	100	73	100	73	100.0%	100.0%
			外径0.2m以上0.4m未満のもの	m/年	160	110	150	110	93.8%	100.0%
			外径0.4m以上1.0m未満のもの	m/年	310	220	300	220	96.8%	100.0%
外径1.0m以上のもの			m/年	620	440	600	440	96.8%	100.0%	
12	広告物	m ² /年	3,600	2,000	3,700	2,100	102.8%	105.0%		
13	試掘やぐらおよび砂利採取機	基/月	1,400	1,400	1,400	1,400	100.0%	100.0%		
14	係船くいおよび係船環浮標	本/年	800	600	850	600	106.3%	100.0%		
15	撮影、興業その他催物のための土地の占用	回/日	11,000	11,000	11,000	11,000	100.0%	100.0%		
16	工事用台船係留場	m ² /年	310	310	350	350	112.9%	112.9%		
17	1の項から16の項までに分類されないもの	m ² /年	500	390	490	430	98.0%	110.3%		

※流水占用料(発電の用に供する場合)および土石採取料その他の河川産出物採取料は据置きとする。

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公共港湾施設について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 54 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表第 2 関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第206号

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項および第23条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第2第1項の表中「1隻1日につき 20円」を「1隻1日につき 22円」に、「220円」を「240円」に、「530円」を「570円」に、「690円」を「750円」に、「1,100円」を「1,190円」に、「1,870円」を「2,020円」に、「2,640円」を「2,850円」に、「1,290円」を「1,390円」に、「670円」を「720円」に、「110円」を「120円」に、「330円」を「360円」に、「1本1月につき 100円」を「1本1月につき 110円」に、「1,350円」を「1,460円」に、「4,170円」を「4,500円」に、「4,390円」を「4,740円」に、「1,210円」を「1,310円」に、「1,750円」を「1,890円」に、「給水量0.1立方メートルにつき 50円」を「給水量0.1立方メートルにつき 54円」に、「600円」を「650円」に、「28円」を「30円」に、「1,900円」を「2,050円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「1台2時間以内 100円」を「1台2時間以内 110円」に、「500円」を「550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、別表第2第2項の表中「4,610円」を「4,740円」に、「276,900円」を「284,800円」に、「15,380円」を「15,810円」に、「3,970円」を「4,080円」に、「1,010円」を「1,030円」に、「71円」を「73円」に、「250,000円」を「257,000円」に、「35,000円」を「36,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 (使用料)</p> <p>第11条 第5条第1項または第6条第2項の許可（目的外使用に係るものを除く。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額を一般使用または専用使用に係る使用料（以下「一般使用料等」という。）として納めなければならない。</p> <p>2 一般使用料等は、許可に係る公共港湾施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 一般使用料等は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、一般使用料等を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により一般使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第12条～第22条 省略 (利用料金)</p> <p>第23条 第18条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公共港湾施設の使用者は、当該指定管理者に公共港湾施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするとき</p>	<p>第1条～第11条 省略 (使用料)</p> <p>第11条 第5条第1項または第6条第2項の許可（目的外使用に係るものを除く。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額を一般使用または専用使用に係る使用料（以下「一般使用料等」という。）として納めなければならない。</p> <p>2 一般使用料等は、許可に係る公共港湾施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 一般使用料等は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、一般使用料等を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により一般使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第12条～第22条 省略 (利用料金)</p> <p>第23条 第18条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公共港湾施設の使用者は、当該指定管理者に公共港湾施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするとき</p>
	<p>第1条～第11条 省略 (使用料)</p> <p>第11条 第5条第1項または第6条第2項の許可（目的外使用に係るものを除く。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額を一般使用または専用使用に係る使用料（以下「一般使用料等」という。）として納めなければならない。</p> <p>2 一般使用料等は、許可に係る公共港湾施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 一般使用料等は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、一般使用料等を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により一般使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第12条～第22条 省略 (利用料金)</p> <p>第23条 第18条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公共港湾施設の使用者は、当該指定管理者に公共港湾施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするとき</p>

も、同様とする。

4 利用料金は、許可に係る公共港湾施設の使用の開始までに納めなければならぬ。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により許可に係る公共港湾施設を使用することができなときその他指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第24条～第26条 省略

付則 省略

別表第1 省略

別表第2 (第11条、第23条関係)

1 公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)

区分	金額	適用港
泊地	1隻1日につき 20円	大津港
5トン(総トン数をいう。以下この表において同じ。)未満		
5トン以上	1隻1日につき 20円に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額	長浜港
岸壁(一般使用に限る。)	5トン未満	1航海につき 220円
	5トン以上	1航海につき 530円
		彦根港
		竹生島港

も、同様とする。

4 利用料金は、許可に係る公共港湾施設の使用の開始までに納めなければならぬ。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により許可に係る公共港湾施設を使用することができなときその他指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第24条～第26条 省略

付則 省略

別表第1 省略

別表第2 (第11条、第23条関係)

1 公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)

区分	金額	適用港
泊地	1隻1日につき 22円	大津港
5トン(総トン数をいう。以下この表において同じ。)未満		
5トン以上	1隻1日につき 22円に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額	長浜港
岸壁(一般使用に限る。)	5トン未満	1航海につき 240円
	5トン以上	1航海につき 570円
		彦根港
		竹生島港

係船くい、棧橋、物揚場	20トン未満				
	20トン以上	1 航海につき	690円		
	100トン未満				
	100トン以上	1 航海につき	1,100円		
	300トン未満				
	300トン以上	1 航海につき	1,870円		
	900トン未満				
	900トン以上	1 航海につき	2,640円		
	岸壁（専用使用に限る。）		沿岸1メートルごとに1月に	つき 1,290円	
	船揚場（専用使用に限る。）		1 平方メートルごとに1月に	つき 670円	
野積場		1 平方メートルごとに1日に	つき 6円		
	港湾施設用地	1 平方メートルごとに1月に	つき 110円（仮設建物を設置する場合は、330円）		
港湾施設用地	工作物の設置				
	電柱類の設置	1 本1月につき	100円		
船揚場（一般使用に限る。）		1 隻1日につき	1,350円	長浜港	
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）		揚船または降船1回につき	4,170円	大津港	
出札所		1 平方メートルごとに1月に	つき 4,390円	彦根港	
改札所		1 時間につき	1,210円	大津港	
集会室		午前9時から午後5時	1 時間につき 1,210円		

係船くい、棧橋、物揚場	20トン未満				
	20トン以上	1 航海につき	750円		
	100トン未満				
	100トン以上	1 航海につき	1,190円		
	300トン未満				
	300トン以上	1 航海につき	2,020円		
	900トン未満				
	900トン以上	1 航海につき	2,850円		
	岸壁（専用使用に限る。）		沿岸1メートルごとに1月に	つき 1,390円	
	船揚場（専用使用に限る。）		1 平方メートルごとに1月に	つき 720円	
野積場		1 平方メートルごとに1日に	つき 6円		
	港湾施設用地	1 平方メートルごとに1月に	つき 120円（仮設建物を設置する場合は、360円）		
港湾施設用地	工作物の設置				
	電柱類の設置	1 本1月につき	110円		
船揚場（一般使用に限る。）		1 隻1日につき	1,460円	長浜港	
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）		揚船または降船1回につき	4,500円	大津港	
出札所		1 平方メートルごとに1月に	つき 4,740円	彦根港	
改札所		1 時間につき	1,310円	大津港	
集会室		午前9時から午後5時	1 時間につき 1,310円		

まで	上記以外の時間	1時間につき 1,750円		
船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき 50円		
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき 600円		
船舶用給電施設		給電1回につき 1,210円		
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき 28円	大津港	彦根港
駐車施設	大型車	1回1台につき 1,900円		大津港
	マイクロバス (乗車定員11人から29人までのものをいう。)	1回1台につき 1,300円		
	自動二輪車 原動機付自転車	1台2時間以内 100円		
		1台超過時間1時間につき 50円		
	普通車 (被牽(けん)引車を牽(けん)引しているもの)	1回1台につき 500円		長浜港

まで	上記以外の時間	1時間につき 1,890円		
船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき 54円		
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき 650円		
船舶用給電施設		給電1回につき 1,310円		
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき 30円	大津港	彦根港
駐車施設	大型車	1回1台につき 2,050円		大津港
	マイクロバス (乗車定員11人から29人までのものをいう。)	1回1台につき 1,400円		
	自動二輪車 原動機付自転車	1台2時間以内 110円		
		1台超過時間1時間につき 50円		
	普通車 (被牽(けん)引車を牽(けん)引しているもの)	1回1台につき 550円		長浜港

	を除く。)	
被牽(けん)引車	1回1台につき	1,000円

注 省略

2 マリーナ施設

区分	金額
係留施設 (一般使用に限る。)	1隻1日につき 4,610円
係留施設 (専用使用に限る。)	1隻1年につき 276,900円に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに15,380円を加算した額
船舶揚降施設 (動力設備を使用する場合に限る。)	揚船または降船1回につき 3,970円
更衣室	1人1回につき 200円
集会室	1時間につき 1,010円
船舶用給油施設	給油量1リットルにつき 71円
船舶用修理施設	1時間につき 1,010円
洗艇用施設	1回につき 300円
艇置場	1隻1年につき 250,000円に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに35,000円を加算した額

	を除く。)	
被牽(けん)引車	1回1台につき	1,100円

注 省略

2 マリーナ施設

区分	金額
係留施設 (一般使用に限る。)	1隻1日につき 4,740円
係留施設 (専用使用に限る。)	1隻1年につき 284,800円に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに15,810円を加算した額
船舶揚降施設 (動力設備を使用する場合に限る。)	揚船または降船1回につき 4,080円
更衣室	1人1回につき 200円
集会室	1時間につき 1,030円
船舶用給油施設	給油量1リットルにつき 73円
船舶用修理施設	1時間につき 1,030円
洗艇用施設	1回につき 300円
艇置場	1隻1年につき 257,000円に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに36,000円を加算した額

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

消費税率の引上げ等に伴い、港湾占用料の額を改定するため、滋賀県港湾占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第70号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 港湾占用料の額を改定することとします。（別表第2関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第207号

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県港湾占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第4条第1項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項の表1の項中「1,050」を「950」に改め、同表2の項中「850」を「800」に改め、同表3の項中「390」を「430」に改め、同表4の項中「1,050」を「950」に改め、同表5の項中「1,100」を「950」に、「700」を「750」に改め、同表6の項中「410」を「430」に、「260」を「270」に改め、同表7の項中「13」を「16」に、「11」を「9」に改め、同表9の項中「1,050」を「1,000」に改め、同表10の項中「1,050」を「950」に改め、同表11の項中「160」を「150」に、「310」を「300」に、「620」を「600」に改め、同表12の項中「3,600」を「3,700」に、「2,000」を「2,100」に改め、同表14の項中「800」を「850」に改め、同表16の項中「310」を「350」に改め、同表17の項中「500」を「490」に、「390」を「430」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県港湾占用料等徴収条例新旧対照表

旧

第1条 省略
(港湾占用料等の徴収等)
第2条 1および2 省略
3 法第37条第1項第1号および第2号に掲げる行為(以下「港湾の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る港湾の占用等についての港湾占用料等の額は、前項の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。

第3条 省略
(港湾占用料等の減免)
第4条 知事は、特に必要があると認めるときは、港湾占用料等を減額し、または免除することができる。
2 前項の規定による港湾占用料等の減額または免除を受けようとする者は、法第37条第1項の規定による許可の申請と同時に、その旨およびその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第5条～第6条 省略

付則 省略

別表(第2条関係)

1 占用料

区分	単位		額	
	数量	期間	市の区域にある場合	町の区域にある場合
1 店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の	占用面積 1平方メートル	1年	円 1,050	円 750

新

第1条 省略
(港湾占用料等の徴収等)
第2条 1および2 省略
3 法第37条第1項第1号および第2号に掲げる行為(以下「港湾の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る港湾の占用等についての港湾占用料等の額は、前項の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

第3条 省略
(港湾占用料等の減免)
第4条 知事は、特に必要があると認めるときは、港湾占用料等を減額し、または免除することができる。

2 前項の規定による港湾占用料等の減額または免除を受けようとする者は、法第37条第1項の規定による許可の申請と同時に、その旨およびその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第5条～第6条 省略

付則 省略

別表(第2条関係)

1 占用料

区分	単位		額	
	数量	期間	市の区域にある場合	町の区域にある場合
1 店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の	占用面積 1平方メートル	1年	円 950	円 750

敷地						
2	専ら住宅の用に供する建物 およびこれに付属する施設 の敷地	同	850	600		
3	通路および通路橋（以下「通路等」という。）	同	500	390		
4	棧橋（浮桟橋を含む。）および揚陸施設	同	1,050	750		
5	係船場	同	1,100	700		
6	仮設の店舗	同日	410	260		
7	農用地	同	13	11		
8	漁業施設 ア 小割式網生簀（いけす）養殖場および真珠養殖場 イ ア以外の区画漁業の用に供する施設 ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設 エ 養漁池 オ やな漁業の用に供する施設	同	15	15		
		同	4	4		
		同	6	6		
		同	48	48		
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	同	1,050	800		
		同	1,050	750		
10	鉄塔	同	1,050	750		
11	埋設管類および架設管	同	100	73		

敷地						
2	専ら住宅の用に供する建物 およびこれに付属する施設 の敷地	同	800	600		
3	通路および通路橋（以下「通路等」という。）	同	500	430		
4	棧橋（浮桟橋を含む。）および揚陸施設	同	950	750		
5	係船場	同	950	750		
6	仮設の店舗	同日	430	270		
7	農用地	同	16	9		
8	漁業施設 ア 小割式網生簀（いけす）養殖場および真珠養殖場 イ ア以外の区画漁業の用に供する施設 ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設 エ 養漁池 オ やな漁業の用に供する施設	同	15	15		
		同	4	4		
		同	6	6		
		同	48	48		
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	同	1,000	800		
		同	950	750		
10	鉄塔	同	950	750		
11	埋設管類および架設管	同	100	73		

類 (開渠 (きよ) の水路等を含む。)	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	メートル	160	110
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		310	220
	外径1.0メートル以上のもの		620	440
	広告物	表示部分の面積1平方メートル	3,600	2,000
13	試験やぐらおよび砂利採取機	1基	1,400	1,400
14	係船くいおよび係船環浮標	1本または1個	800	600
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	11,000	11,000
16	工事用台船係留場	占用面積1平方メートル	310	310
17	1の項から16の項までに分類されないもの	同	500	390

類 (開渠 (きよ) の水路等を含む。)	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	メートル	150	110
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		300	220
	外径1.0メートル以上のもの		600	440
12	広告物	表示部分の面積1平方メートル	3,700	2,100
13	試験やぐらおよび砂利採取機	1基	1,400	1,400
14	係船くいおよび係船環浮標	1本または1個	850	600
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	11,000	11,000
16	工事用台船係留場	占用面積1平方メートル	350	350
17	1の項から16の項までに分類されないもの	同	490	430

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

消費税率の引上げ等に伴い、流水占用料および土地占用料の額を改定するため、滋賀県流水占用料等徴収条例（平成 12 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 流水占用料および土地占用料の額を改定することとします。(別表第 1、別表第 2 関係)
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第208号

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1第2項の表中「5,000」を「5,200」に、「1,100」を「1,150」に、「3,700」を「3,850」に改める。

別表第2の表1の項中「1,050」を「950」に改め、同表2の項中「850」を「800」に改め、同表3の項中「390」を「430」に改め、同表4の項中「1,050」を「950」に改め、同表5の項中「1,100」を「950」に、「700」を「750」に改め、同表6の項中「410」を「430」に、「260」を「270」に改め、同表7の項中「13」を「16」に、「11」を「9」に改め、同表9の項中「1,050」を「1,000」に改め、同表10の項中「1,050」を「950」に改め、同表11の項中「160」を「150」に、「310」を「300」に、「620」を「600」に改め、同表12の項中「3,600」を「3,700」に、「2,000」を「2,100」に改め、同表14の項中「800」を「850」に改め、同表16の項中「310」を「350」に改め、同表17の項中「500」を「490」に、「390」を「430」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県流水占用料等徴収条例の新旧対照表

旧

第1条 省略
 (流水占用料等の徴収等)
 第2条 1および2 省略
 3 流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取(以下「流水の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る流水の占用等について、流水占用料等の額は、前項の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。
 第3条~第5条 省略
 付則 省略

別表第1(第2条関係)

- 1 省略
- 2 流水占用料(発電の用に供するものを除く。)

区分	単位		額
	数量	期間	
鉱工業の用に供する場 合	許可使用水量1リットル 毎秒	1年	円 5,000
養漁の用に供する場合	同	同	1,100
その他の用に供する場合 合	同	同	3,700

注 省略

別表第2(第2条関係)

土地占用料

区分	単位		額
	数量	期間	
			市の区域 町の区

新

第1条 省略
 (流水占用料等の徴収等)
 第2条 1および2 省略
 3 流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取(以下「流水の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る流水の占用等について、流水占用料等の額は、前項の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。
 第3条~第5条 省略
 付則 省略

別表第1(第2条関係)

- 1 省略
- 2 流水占用料(発電の用に供するものを除く。)

区分	単位		額
	数量	期間	
鉱工業の用に供する場 合	許可使用水量1リットル 毎秒	1年	円 5,200
養漁の用に供する場合	同	同	1,150
その他の用に供する場合 合	同	同	3,850

注 省略

別表第2(第2条関係)

土地占用料

区分	単位		額
	数量	期間	
			市の区域 町の区

			にある場合	域にあ
			合	る場合
			円	円
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	1年	1,050	750
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	850	600
3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	同	500	390
4	棧橋(浮棧橋を含む。) および揚陸施設	同	1,050	750
5	係船場	同	1,100	700
6	仮設の店舗	1日	410	260
7	農用地	1年	13	11
8	漁業施設 ア 小割式網生簀(いけす) 養殖場および真珠養殖場 イ ア以外の区画漁業の用に供する施設 ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設 エ 養漁池 オ やな漁業の用に供する施設	同	15	15
		同	4	4
		同	6	6
		同	48	48
		同	48	48
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	同	1,050	800

			にある場合	域にあ
			合	る場合
			円	円
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	1年	950	750
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	800	600
3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	同	500	430
4	棧橋(浮棧橋を含む。) および揚陸施設	同	950	750
5	係船場	同	950	750
6	仮設の店舗	1日	430	270
7	農用地	1年	16	9
8	漁業施設 ア 小割式網生簀(いけす) 養殖場および真珠養殖場 イ ア以外の区画漁業の用に供する施設 ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設 エ 養漁池 オ やな漁業の用に供する施設	同	15	15
		同	4	4
		同	6	6
		同	48	48
		同	48	48
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	同	1,000	800

10	鉄塔		占用面積 1平方メートル	同	1,050	750
11	埋設管類および架設管類(開渠(きよ)の水路等)の水路等(以上0.4メートル未満のものを含む。)	外径0.2メートル未満のもの	占用物件の長さ1メートル	同	100	73
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			160	110
		外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの			310	220
		外径1.0メートル以上のもの			620	440
12	広告物		表示部分の面積1平方メートル	同	3,600	2,000
13	試験やぐらおよび砂利採取機		1基	1月	1,400	1,400
14	係船くいおよび係船環浮標		1本または1個	1年	800	600
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占有		1回	1日	11,000	11,000
16	工事用台船係留場		占用面積1平方メートル	1年	310	310
17	1の項から16の項までに分		同	同	500	390

10	鉄塔		占用面積 1平方メートル	同	950	750
11	埋設管類および架設管類(開渠(きよ)の水路等)の水路等(以上0.4メートル未満のものを含む。)	外径0.2メートル未満のもの	占用物件の長さ1メートル	同	100	73
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			150	110
		外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの			300	220
		外径1.0メートル以上のもの			600	440
12	広告物		表示部分の面積1平方メートル	同	3,700	2,100
13	試験やぐらおよび砂利採取機		1基	1月	1,400	1,400
14	係船くいおよび係船環浮標		1本または1個	1年	850	600
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占有		1回	1日	11,000	11,000
16	工事用台船係留場		占用面積1平方メートル	1年	350	350
17	1の項から16の項までに分		同	同	490	430

類 ざ れ な い も の										
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

類 ざ れ な い も の										
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

滋賀県都市公園条例の一部改正について

1 滋賀県都市公園条例の一部改正について

(1) 改正の理由

ア 前回の改正から、平成 26 年 4 月 1 日で 5 年が経過することとなり、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、現行料金と所要経費の差額について改正をするものです。

イ 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から変更になるため、税率引上げに応じた料金単価に改めることが必要であるため。

(2) 改正の概要 (別紙参照)

ア 特定公園施設 (奥びわスポーツの森 水泳プール除く) の使用料については、現行料金と所要経費の差額として約 5 % の料金単価引上げを行うとともに、消費税率増分 3 % の料金単価引上げを行います。

(3) 施行期日

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

(4) 規定の整理 (別紙参照)

その他必要な規定の整理を行うこととします。

別紙

滋賀県都市公園条例の一部改正（案）概要（施行：平成26年4月1日～）

1. 使用料の上限額の対比表

特定公園施設	区分	単位	現行料金【円】	改定料金【円】	改定率	
文化ゾーン集会所	集会室	午前9時から正午まで	9,200	9,900	107.6%	
		午後1時から午後5時まで	12,400	13,400	108.1%	
		午前9時から午後5時まで	21,600	23,300	107.9%	
	茶亭	午前9時から正午まで	5,600	6,000	107.1%	
		午後1時から午後5時まで	7,300	7,900	108.2%	
		午前9時から午後5時まで	12,800	13,800	107.8%	
奥びわスポーツの森多目的運動広場等	多目的運動広場	2時間につき	1,600	1,730	108.1%	
	多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき	3,500	3,800	108.6%	
		3分の2点灯1時間につき	2,300	2,500	108.7%	
	テニスコート	1面2時間につき	740	800	108.1%	
	テニスコート照明設備	1面1時間につき	680	730	107.4%	
	グラウンドゴルフ場	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき	320	350	109.4%
		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	1人1回につき	630	680	107.9%
		その他の者	1人1回につき	950	1,030	108.4%
会議室	1時間につき	350	380	108.6%		

2. その他必要な規定の整理について

- (1) 使用料の減免ができる対象を広げるため、第8条の2第4項および第9条の7第6項中「者に対しては」を「ときは」に表現の修正を行うこととします。
- (2) 別表第2第2項の表中の注3中の第2条1号について、障害者基本法の改定に伴う改定を行います。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営都市公園の特定公園施設について、使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表第 2 関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第209号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項および第9条の7第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第2第1項の表中「9,200」を「9,900」に、「12,400」を「13,400」に、「21,600」を「23,300」に、「5,600」を「6,000」に、「7,300」を「7,900」に、「12,800」を「13,800」に改め、別表第2第2項の表中「1,600」を「1,730」に、「3,500」を「3,800」に、「2,300」を「2,500」に、「740」を「800」に、「680」を「730」に、「320」を「350」に、「630」を「680」に、「950」を「1,030」に、

1時間につき	350
--------	-----

を

1

に改める。

時間につき

380

に改め、同項注3中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第8条の2 第5条の2第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額を特定公園施設に係る使用料（以下「施設使用料」という。）として納付しなければならない。</p> <p>2 施設使用料は、許可に係る特定公園施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納付しなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、施設使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により施設使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第9条～第9条の6 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条の7 第9条の2第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第8条の2の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第8条の2 第5条の2第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額を特定公園施設に係る使用料（以下「施設使用料」という。）として納付しなければならない。</p> <p>2 施設使用料は、許可に係る特定公園施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納付しなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、施設使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により施設使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第9条～第9条の6 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条の7 第9条の2第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第8条の2の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

4 利用料金は、許可に係る特定公園施設の使用の開始までに納付しなければならぬ。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により許可に係る特定公園施設を使用することができなるときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第9条の8～別表第1 省略

別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)

1 文化ゾーン集会所

区分	金額	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後9時まで
集会室	円 9,900	円 13,400
茶亭	円 6,000	円 7,900
		円 23,300
		円 13,800

注

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用者が使用に際し、入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合は、入場料もしくはこれに類する目的をもつて催物を行う場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。

3 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

4 利用料金は、許可に係る特定公園施設の使用の開始までに納付しなければならぬ。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により許可に係る特定公園施設を使用することができなるときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第9条の8～別表第1 省略

別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)

1 文化ゾーン集会所

区分	金額	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後9時まで
集会室	円 9,200	円 12,400
茶亭	円 5,600	円 7,300
		円 21,600
		円 12,800

注

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用者が使用に際し、入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合は、入場料もしくはこれに類する目的をもつて催物を行う場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。

3 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

2 奥びわさスポーツの森多目的運動広場等

区分	金額	備考
多目的運動広場	2時間につき 1,600	円広場を占有する る場合に限 る。
多目的運動広場照明設 備	全点灯1時間につき 3,500 3分の2点灯1時間に つき 2,300	
テニスコート	1面2時間につき 740	
テニスコート照明設備	1面1時間につき 680	
グラウンドゴルフ場	1人1回につき 320	
高等学校、中学校 もしくは中等教 育学校（前期課 程に限る。）の 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	同	
高等学校もしくは は中等教育学校 （後期課程に限 る。）の生徒ま たはこれらに準 ずる者（以下「生 徒等」という。）	630	
その他の者	同	
幼稚園、小学校、同 中学校もしくはは	950 280	

4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

2 奥びわさスポーツの森多目的運動広場等

区分	金額	備考
多目的運動広場	2時間につき 1,730	円広場を占有す る場合に限 る。
多目的運動広場照明設 備	全点灯1時間につき 3,800 3分の2点灯1時間に つき 2,500	
テニスコート	1面2時間につき 800	
テニスコート照明設備	1面1時間につき 730	
グラウンドゴルフ場	1人1回につき 350	
高等学校、中学校 もしくは中等教 育学校（前期課 程に限る。）の 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	同	
高等学校もしくは は中等教育学校 （後期課程に限 る。）の生徒ま たはこれらに準 ずる者（以下「生 徒等」という。）	680	
その他の者	同	
幼稚園、小学校、同 中学校もしくはは	1,030 280	

ル	中等教育学校 (前期課程に限 る。)の幼児、 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	
	生徒等	350
	その他の者	500
会議室	1時間につき	350

注

- 1 県外居住者については、水泳プールの使用を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 多目的運動広場またはテニスコートを午前9時から正午までの間に限って使用する場において、その使用時間が2時間を超えるときの額は、2時間を単位とする額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）がグラウンドゴルフ場または水泳プールを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 3歳未満の者が水泳プールを使用する場合は、無料とする。
- 5 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

ル	中等教育学校 (前期課程に限 る。)の幼児、 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	
	生徒等	350
	その他の者	500
会議室	1時間につき	380

注

- 1 県外居住者については、水泳プールの使用を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 多目的運動広場またはテニスコートを午前9時から正午までの間に限って使用する場において、その使用時間が2時間を超えるときの額は、2時間を単位とする額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がグラウンドゴルフ場または水泳プールを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 3歳未満の者が水泳プールを使用する場合は、無料とする。
- 5 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

契約の締結につき議決を求めることについて
(木之本長浜線補助道路整備工事)

(事業概要)

当路線は、本県東北部を南北に縦断する主要地方道であり、長浜市中心部と旧伊香郡木之本町を結ぶ幹線道路である。

姉川に架かる老朽化した美浜橋(架設から76年)を含む幅員狭小、線形不良区間を解消し、円滑で安全な通行ルートを確認するバイパス事業である。

当事業により、通行の安全確保とともに、JR長浜駅、長浜赤十字病院など長浜市街地へのアクセスが改善され、住民福祉の向上や地域間交流の促進、地域活性化に寄与するものである。

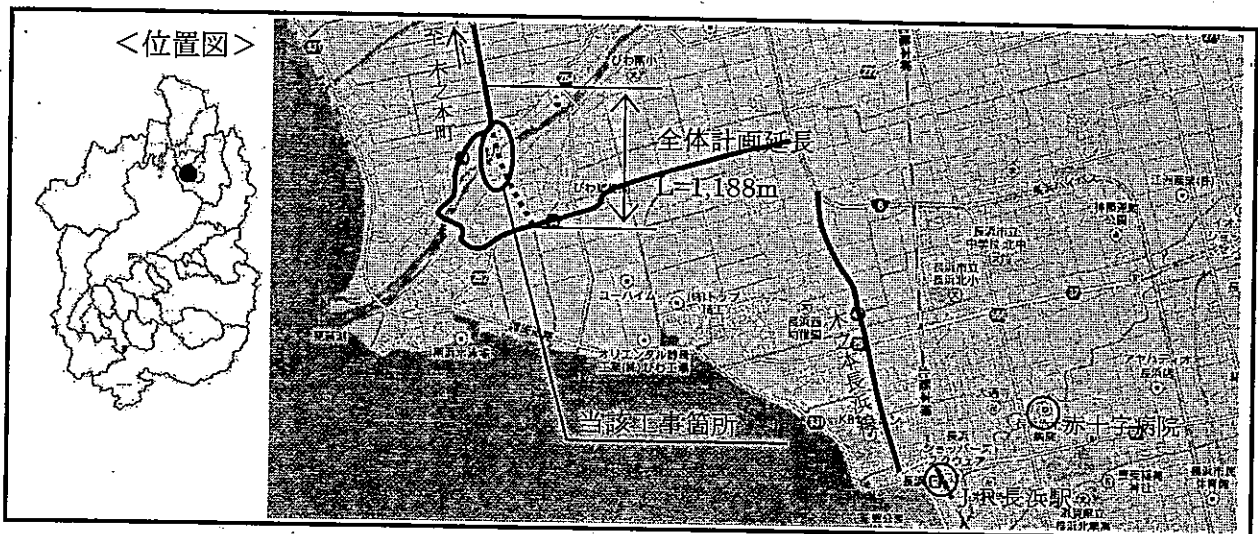
- ・全体延長：1,188m
- ・全体事業費：約20億円
- ・完成予定：平成29年度

(工事概要)

1. 工事名 平成25年 第E601-2号 木之本長浜線補助道路整備工事
2. 施工場所 長浜市川道町 他
3. 概要 橋梁上部工 製作・架設：1式
橋長：270.0m
総幅員：12.0m
径間数：6径間

(契約概要)

1. 契約金額 803,952,000円
(H25：300,000,000円、H26：300,000,000円、H27：203,952,000円)
2. 契約の相手方 川田工業株式会社 大阪支社
3. 工期 本契約成立の日より5日以内の日から平成28年3月15日まで
開札日：平成25年10月15日
仮契約日：平成25年10月21日
4. 入札方式 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
総合評価標準点100点+加算点20点=120点満点
各業者点数を各業者の応札価格で除した値が評価値となり、この値の最も高い者(川田工業(株)大阪支社)が落札者となった。



議第237号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 木之本長浜線補助道路整備工事
- 2 契約金額 803,952,000 円
- 3 契約の相手方 大阪市西区北堀江一丁目22番19号
川田工業株式会社大阪支社
執行役員大阪支社長 高 田 嘉 秀

契約の変更につき議決を求めることについて
 (葉山川広域河川改修事業国道1号交差部工事)

1. 事業概要

葉山川は、草津市と栗東市の市街地を流れる天井川で、河川断面も小さく浸水被害が発生している。

このため、草津市と栗東市の治水対策として葉山川広域河川改修事業に着手しこれまでに、河口から国道1号下流までの6.6kmの改修が完了している。

平成22年度からは、国道1号の治水上のネック部を解消するために国道1号と東海道新幹線の交差部に、新たに函渠を埋設する工事を国土交通省に委託している。

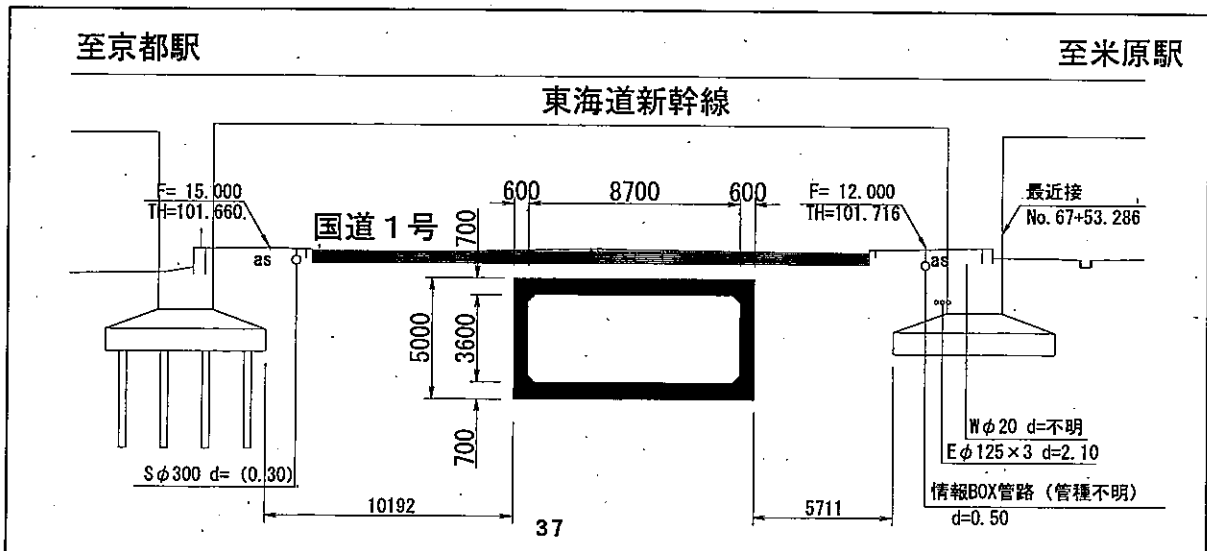
2. 工事概要(国土交通省施行委託)

- 1) 協定名 一級河川葉山川広域河川改修事業に伴う一般国道1号の横過事業の施行に関する基本協定
- 2) 相手方 国土交通省 近畿地方整備局長 池内 幸司
- 3) 工事場所 栗東市 坊袋 地先
- 4) 工事概要 施工延長 L=52.5m
 工事内容 函渠工 (W8.7m×H3.6m) 1式
- 5) 協定期間 平成22年12月22日～平成26年3月31日 (期間:約3年3ヶ月)
- 6) 協定金額 変更前 1,443,669,150円
 変更後 1,362,970,350円
- 7) 変更理由

基本協定第16条(協定の変更)の規定に基づき、協定変更の依頼があったため
 (主な変更内容と金額)

- | | |
|-------------------|----------------|
| ①工事請負による入札差金に伴う減額 | ▲ 130,210,000円 |
| ②鋼矢板立坑の矢板長変更に伴う増額 | 56,310,000円 |
| ③事務費および消費税相当額の減額 | ▲ 6,798,800円 |
| 計 | ▲ 80,698,800円 |

国道1号・東海道新幹線 交差部 横断面図



議第239号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成22年12月22日議決を得た葉山川広域河川改修事業国道1号横過部工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

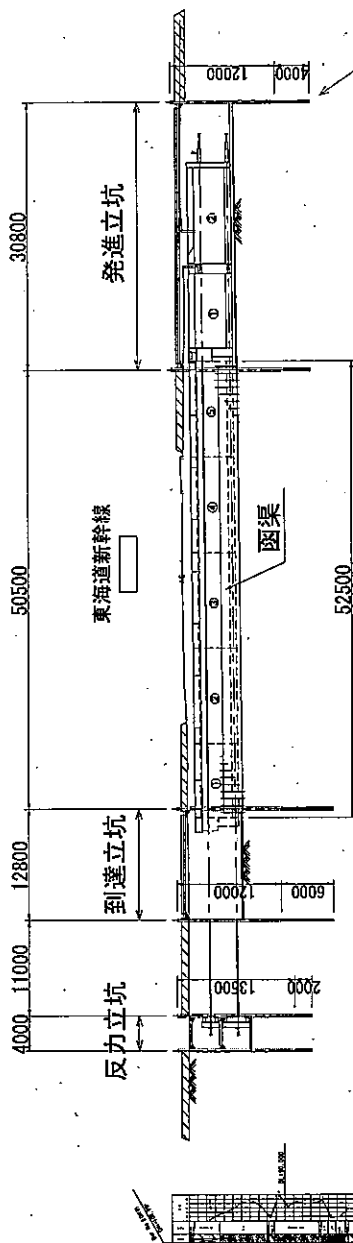
変更前の契約額	1, 443, 669, 150円
変更減額	80, 698, 800円
変更後の契約額	1, 362, 970, 350円

(参 考)

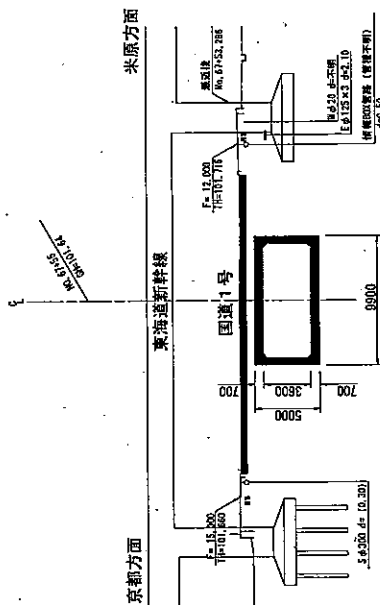
契約の相手方 大阪市中央区大手前一丁目5番44号
国土交通省近畿地方整備局長 池 内 幸 司

鋼矢板立坑の矢板長変更説明図

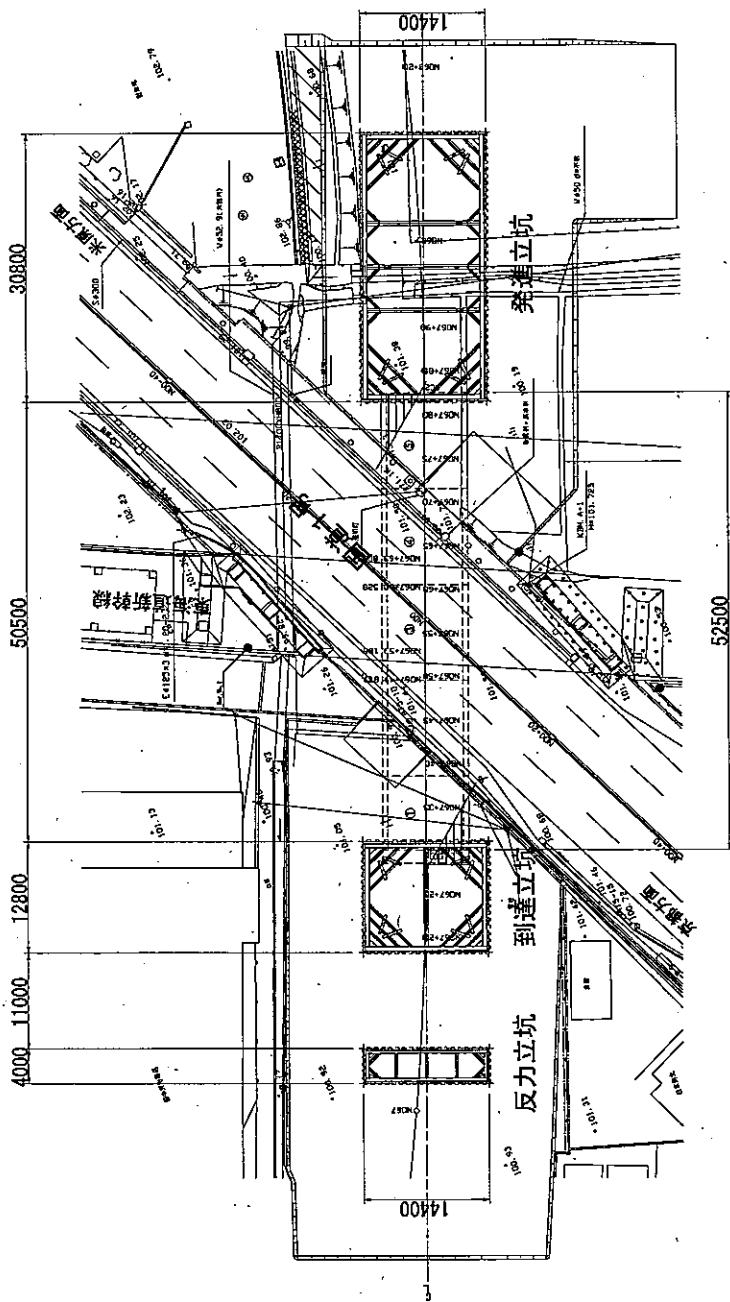
側面図 S=1:300



正面図 S=1:200



平面図 S=1:300



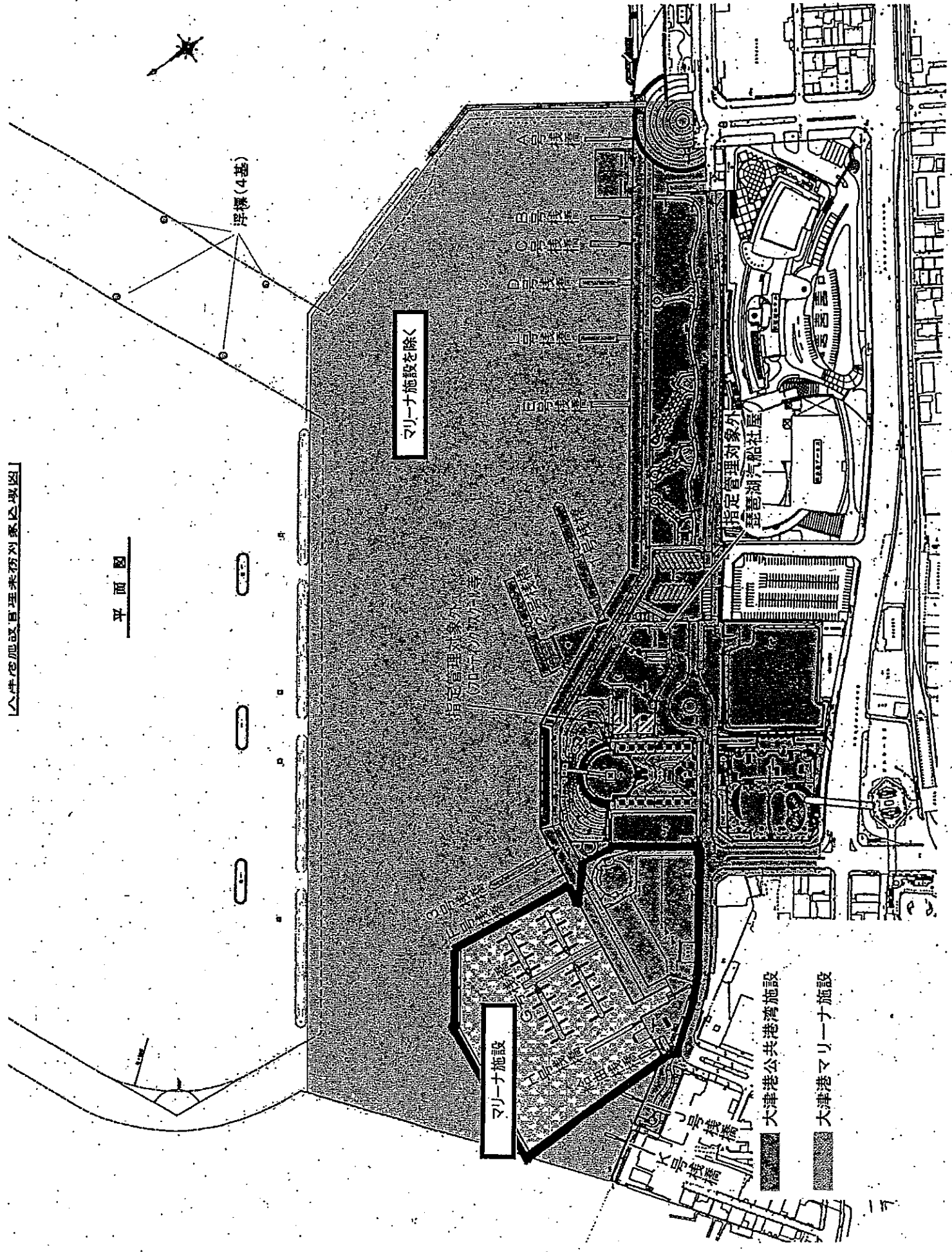
公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:流域政策局】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要	
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平25年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
大津港公共港湾施設 (マリーナ施設を除く)	琵琶湖汽船株式会社	公募	5	31,765	6,353	5,953	400	管理者からは、現在の大津港の現状を踏まえた施設の具体的な利用促進策や修繕が提案されており、今後さらなる行政サービスの向上が見込まれる。	管理者は平成18年度より当該施設の指定管理者として施設の管理を行っており、その経験と船舶事業者としてのノウハウを生かして、さらに経費節減を図り、効率的な施設運営が見込まれる。	
大津港公共港湾施設 (マリーナ施設に限る)	オリックス・フアンリ ティーズ株式会社	公募	5	0	0	0	0	管理者から、マリーナ施設の特性を生かした各種イベントや自主事業、利用料金設定の提案がなされており、今後さらなる行政サービスの向上が見込まれる。	管理者は平成18年度より当該施設の指定管理者として施設の管理を行っており、その経験を生かして、さらに経費節減を図り、効率的な施設運営が見込まれる。	

平面図



マリナー施設

マリナー施設を除く

指定管理対象外
琵琶湖汽船社屋

大津港公共港湾施設

大津港マリナー施設

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:流域政策局)

1	施設名	大津港公共港湾施設 (マリーナ施設を除く)												
2	施設の概要	敷地面積 7.12ha												
		施設内容 旅客ターミナルビル、旅客船棧橋、臨港道路、歩行者用道路、物揚場、港湾業務用地、シンボル緑地、修景緑地等												
募集概要	募集方法	公募												
	募集要項配布期間	平成25年8月26日 ~ 平成25年9月25日												
	申請受付期間	平成25年9月24日 ~ 平成25年9月25日												
	指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日(5年間)												
	募集内容 管理業務内容	(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。)第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務 (3) 条例第10条の規定による許可の取消し(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (4) 条例第15条の規定による補修の命令(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (5) 条例第16条の規定による報告の徴収(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (6) 施設の維持管理に関する業務 (7) その他知事が必要と認める業務												
	管理料参考額	148,590千円(消費税および地方消費税を含む。)												
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市浜大津五丁目1-1</td> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td>1者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	大津市浜大津五丁目1-1	琵琶湖汽船株式会社		合計		1者
申請者		グループ申請の場合の構成												
所在地	名称													
大津市浜大津五丁目1-1	琵琶湖汽船株式会社													
合計		1者												
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。												
	選定委員会委員 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(公共港湾部会) ※印:委員長(部会長) 大津市技術統括監 伊藤 康行 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 成美大学学長 戸祭 達郎 滋賀県土木交通部流域政策局長 西川 美則												
	審査基準	別紙参照												

<p style="text-align: center;">審 査 経 過</p>	<p>平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会公共港湾部会 (指定管理者募集要項および審査基準についての検討)</p> <p>平成25年8月26日～平成25年9月25日 募集要項の配布</p> <p>平成25年9月24日～平成25年9月25日 申請受付 (申請者1者)</p> <p>平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (財務状況の審査)</p> <p>平成25年10月17日 第3回指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (事業計画のヒアリング)</p> <p>平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)</p>																															
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審 査 結 果</p>	<p>指定管理者の候補者 琵琶湖汽船株式会社</p>																															
	<p>評価結果および選定理由</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="368 589 1252 761"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点70点)</th> <th>選定基準2 (配点120点)</th> <th>選定基準3 (配点100点)</th> <th>選定基準4 (配点200点)</th> <th>合計 (配点490点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>43.6</td> <td>67.8</td> <td>62.2</td> <td>165.8</td> <td>339.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (490点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="368 869 1364 1003"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>337</td> <td>340</td> <td>358</td> <td>316</td> <td>346</td> <td>1697</td> <td>339.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="368 1070 1136 1178"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td>148,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準1については、大津港の設置目的にふさわしく、参加意欲があると評価された。 ・選定基準2については、港湾施設の特性・課題の理解、利用料金の適切な設定、求める実施内容の満足の点で、適切であると評価された。 ・選定基準3については、収支計画の実現性が高いものと評価された。 ・選定基準4については、職員体制、必要な資格を備えた職員の配置、出資者等の支援体制、施設の運営実績等が適切であると評価された。 <p>上記の結果、琵琶湖汽船株式会社を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点120点)	選定基準3 (配点100点)	選定基準4 (配点200点)	合計 (配点490点)	琵琶湖汽船株式会社	43.6	67.8	62.2	165.8	339.4	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	琵琶湖汽船株式会社	337	340	358	316	346	1697	339.4	申請者	提示額	琵琶湖汽船株式会社
申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点120点)	選定基準3 (配点100点)	選定基準4 (配点200点)	合計 (配点490点)																											
琵琶湖汽船株式会社	43.6	67.8	62.2	165.8	339.4																											
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																									
琵琶湖汽船株式会社	337	340	358	316	346	1697	339.4																									
申請者	提示額																															
琵琶湖汽船株式会社	148,500,000円																															

様式第4号

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	琵琶湖汽船株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役社長 中井 保	
団体の所在地	滋賀県大津市浜大津五丁目1番1号	
設立年月日	明治19年12月23日	
資本金	平成25年7月1日現在 97,000千円	
従業者数	平成25年7月1日現在	290人
主たる業務内容 国土交通省近畿運輸局 許認可事業	船舶：ミシガン・ピアンカ・リオグランデ・べんてん・いんたーらーけん・ランシング・megumiによる旅客定期航路事業および旅客不定期航路事業の運営 滋賀県有船：うみのこの運航管理業務の受託（航路申請は琵琶湖汽船）	
食堂売店事業	直営船内食堂・売店・その他9店舗	
ボウリング・カラオケ事業	大津ボウル・カラオケB-WAVE 栗東ボウリング・ジム	
受託事業	県有船：みずすまし2・はっけん号の運航管理業務の受託 近江大橋有料道路料金徴収業務・大津港駐車場の管理運営受託	
賃貸事業	土地・建物の賃貸業	
類似施設の管理に関する 過去の業務実績	大津港公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）の指定管理者 長浜港・彦根港をはじめ、港湾施設の管理	
特記事項		

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:流域政策局)

1	施設名	大津港公共港湾施設 (マリーナ施設に限る)													
2	施設の概要	敷地面積 0.67ha													
		施設内容 管理棟、艇置場、船舶用修理施設、洗艇用施設、マリーナ棧橋、船舶用給油施設・給電施設・給水施設等													
3	募集概要	募集方法	公募												
		募集要項配布期間	平成25年8月26日 ~ 平成25年9月25日												
		申請受付期間	平成25年9月24日 ~ 平成25年9月25日												
		指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日(5年間)												
		管理業務内容	(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。)第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務 (3) 条例第10条の規定による許可の取消し(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (4) 条例第15条の規定による補修の命令(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (5) 条例第16条の規定による報告の徴収(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務 (6) 施設の維持管理に関する業務 (7) その他知事が必要と認める業務												
管理料参考額	0千円(消費税および地方消費税を含む。)														
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地</td> <td>オリックス・ファシリティーズ株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 1者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地	オリックス・ファシリティーズ株式会社		合計 1者			
		申請者		グループ申請の場合の構成											
所在地	名称														
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地	オリックス・ファシリティーズ株式会社														
合計 1者															
5	審査の概要および結果	<p>審査方式</p> <p>滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。</p> <p>選定委員会委員 (50音順、敬称略)</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(公共港湾部会)</td> <td style="width: 50%;">※印:委員長(部会長)</td> </tr> <tr> <td>大津市技術統括監</td> <td>伊藤 康行</td> </tr> <tr> <td>※滋賀県土木交通部次長</td> <td>桑山 勝則</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>田中 正志</td> </tr> <tr> <td>成美大学学長</td> <td>戸祭 達郎</td> </tr> <tr> <td>滋賀県土木交通部流域政策局長</td> <td>西川 美則</td> </tr> </table> <p>審査基準</p> <p>別紙参照</p>		滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(公共港湾部会)	※印:委員長(部会長)	大津市技術統括監	伊藤 康行	※滋賀県土木交通部次長	桑山 勝則	公認会計士	田中 正志	成美大学学長	戸祭 達郎	滋賀県土木交通部流域政策局長	西川 美則
滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(公共港湾部会)	※印:委員長(部会長)														
大津市技術統括監	伊藤 康行														
※滋賀県土木交通部次長	桑山 勝則														
公認会計士	田中 正志														
成美大学学長	戸祭 達郎														
滋賀県土木交通部流域政策局長	西川 美則														

審査経過

平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会公共港湾部会
 (指定管理者募集要項および審査基準についての検討)
 平成25年8月26日～平成25年9月25日 募集要項の配布
 平成25年9月24日～平成25年9月25日 申請受付(申請者1者)
 平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 公共港湾部会
 (財務状況の審査)
 平成25年10月17日 第3回指定管理者選定委員会 公共港湾部会
 (事業計画のヒアリング)
 平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 公共港湾部会
 (審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)

指定管理者の候補者

オリックス・ファシリティーズ株式会社

評価結果および選定理由

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点160点)	選定基準3 (配点60点)	選定基準4 (配点200点)	合計 (配点490点)
オリックス・ファシリティーズ株式会社	53.2	124.6	43.8	175.4	397.0

※点数は各委員の平均値 (490点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
オリックス・ファシリティーズ株式会社	400	394	361	415	415	1985	397.0

○提示額一覧表

申請者	提示額
オリックス・ファシリティーズ株式会社	0円

【選定理由】

- ・選定基準1については、施設の設置目的にふさわしく、参加意欲があると評価された。
- ・選定基準2については、施設の特性・課題の理解、適切な利用促進方策・利用料金の設定が評価された。
- ・選定基準3については、収支計画の実現性において高く評価された。
- ・選定基準4については、必要な資格を備えた職員の配置、業務を安定確実に行える経営規模、財務状況の健全性、施設の運営実績等の点で高く評価された。

上記の結果、オリックス・ファシリティーズ株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

審査結果

団体概要書

項目	内容																									
事業者（法人、団体）名	オリックス・ファシリティーズ株式会社																									
代表者職・氏名	代表取締役社長 松崎 勉																									
団体の所在地	京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99																									
設立年月日	昭和45年2月12日																									
資本金	平成 25年 3月 31日現在	857,500 千円																								
従業者数	平成 25年 4月 1日現在	971人																								
主たる業務内容	総合ビル管理・賃貸マンション管理・その他不動産管理 不動産仲介・建築工事																									
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<table border="0"> <tr> <td>大津港マリーナ施設</td> <td>滋賀県大津市</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>京都府立青少年海洋センター</td> <td>京都府宮津市</td> <td>設備管理</td> </tr> <tr> <td>京都府山城運動公園（プール含む）</td> <td>京都府宇治市</td> <td>設備管理</td> </tr> <tr> <td>京都府丹波自然運動公園</td> <td>京都府船井郡</td> <td>設備管理</td> </tr> <tr> <td>長岡京市西山公園体育館</td> <td>京都府長岡京</td> <td>設備管理</td> </tr> <tr> <td>宇治市植物公園</td> <td>京都府宇治市</td> <td>設備管理</td> </tr> <tr> <td>滋賀県立成人病センター</td> <td>滋賀県守山市</td> <td>設備管理</td> </tr> <tr> <td>滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール</td> <td>滋賀県大津市</td> <td>設備管理</td> </tr> </table>		大津港マリーナ施設	滋賀県大津市	指定管理者	京都府立青少年海洋センター	京都府宮津市	設備管理	京都府山城運動公園（プール含む）	京都府宇治市	設備管理	京都府丹波自然運動公園	京都府船井郡	設備管理	長岡京市西山公園体育館	京都府長岡京	設備管理	宇治市植物公園	京都府宇治市	設備管理	滋賀県立成人病センター	滋賀県守山市	設備管理	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	滋賀県大津市	設備管理
大津港マリーナ施設	滋賀県大津市	指定管理者																								
京都府立青少年海洋センター	京都府宮津市	設備管理																								
京都府山城運動公園（プール含む）	京都府宇治市	設備管理																								
京都府丹波自然運動公園	京都府船井郡	設備管理																								
長岡京市西山公園体育館	京都府長岡京	設備管理																								
宇治市植物公園	京都府宇治市	設備管理																								
滋賀県立成人病センター	滋賀県守山市	設備管理																								
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	滋賀県大津市	設備管理																								
特記事項	<p>P.F.I.事業の実績</p> <p>京都府府営住宅常団地 PFI 事業</p> <p>京都市立音楽高等学校移転整備事業 '08.5～</p> <p>PFI事業は、設備管理だけでなく、資本投資・運営・マネジメントを含めた長期事業です。現在、各自治体より受注し共同事業として実施しています。</p>																									

公の施設における指定管理者指定による効果

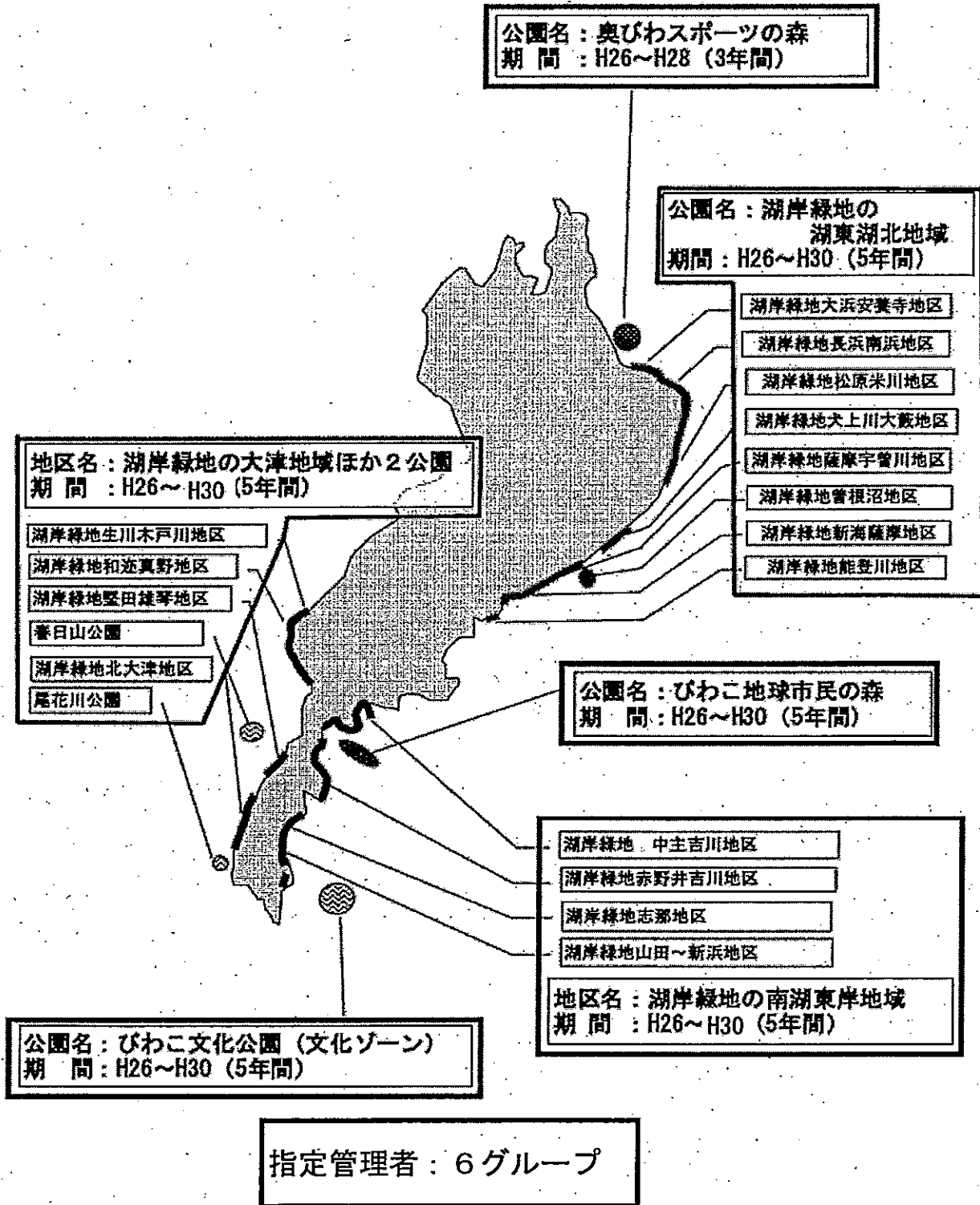
政策・土木交通常任委員会
平成25年(2013年)12月13日
土木交通都市計画課

【課名:都市計画課】

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)				増減		今回の指定による効果の概要		その他
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平25年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化			
										A		
滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和運真野地区、駿田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。)	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	公募	5	250,000	50,000	(173,303)	(△6,314)	これまで市営公園の管理実績があり、公園管理に精通している。その実績を活かして維持管理が期待でき、合わせて効率的な運営による経費削減も期待できる。	自然観察会のイベントなどを開催して公園利用の活性化が期待できる。	その他		
滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。)	近江鉄道ゆうグループ	公募	5	379,850	75,970	(173,303)	(△6,314)	公園利用者、地域住民等が参加する「地域協議会」の設置により、公園管理運営へ民意の反映が期待できる。	自然観察会のイベントなどを開催して公園利用の活性化が期待できる。			
滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、大上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)	近江鉄道ゆうグループ	公募	5	363,455	72,691	76,020	△ 3,329	公園利用者、地域住民等が参加する「地域協議会」の設置により、公園管理運営へ民意の反映が期待できる。	自然観察会のイベントなどを開催して公園利用の活性化が期待できる。			
滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。)	近江鉄道ゆうグループ	公募	5	205,095	41,019	(173,303)	(△6,314)	公園利用者、地域住民等が参加する「地域協議会」の設置により、公園管理運営へ民意の反映が期待できる。	緑化啓発イベントなどを開催して、公園利用の活性化が期待できる。			
滋賀県営都市公園(奥びわこポイントの森に限る。)	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	公募	3	77,400	25,800	25,500	300	施設の稼働率向上や安全確保を優先した運営など、堅実で実現性の高い提案であり、質の高い行政サービスの向上が期待できる。	緑化啓発イベントなどを開催して、公園利用の活性化が期待できる。			
滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森に限る。)	シダックス・ハウスビルグループ	公募	5	261,925	52,385	56,022	△ 3,637	森づくりサポーターや地元自治会等との意見交換を密に行うことにより、公園管理運営へ民意の反映が期待できる。	野鳥観察会のイベントなどを開催して公園利用の活性化が期待できる。			

(注) ()はグループ編成の見直しによる関係施設の合計額である

県営都市公園 指定管理者 募集公園 位置図



指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1	施設名	県営都市公園 (湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。)																		
2	施設の概要	公園面積 36.44ha (湖岸緑地生川木戸川地区 0.34ha、湖岸緑地和邇真野地区 5.11ha、湖岸緑地堅田雄琴地区 3.74ha、湖岸緑地北大津地区 2.80ha、春日山公園 23.40ha、尾花川公園 1.05ha)																		
3	募集方法	公募																		
	募集要項配布期間	平成 25年 8月 26日 ~ 平成 25年 9月 25日																		
	申請受付期間	平成 25年 9月 24日 ~ 平成 25年 9月 25日																		
	指定期間	平成 26年 4月 1日 ~ 平成 31年 3月 31日 (5年間)																		
	管理業務内容	滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第9条の2に定める業務 (1) 条例第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務																		
	管理料参考額	253,600,000円 (消費税および地方消費税を含む。)																		
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号</td> <td>公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体</td> <td>公益財団法人 大津市公園緑地協会 一般社団法人 滋賀県造園協会西地区</td> </tr> <tr> <td>滋賀県彦根市大東町3番1号</td> <td>近江鉄道ゆうグループ</td> <td>近江鉄道株式会社 西武造園株式会社</td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市浜大津5丁目1番1号</td> <td>京阪・琵琶湖汽船グループ</td> <td>琵琶湖汽船株式会社 京阪園芸株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 3者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	公益財団法人 大津市公園緑地協会 一般社団法人 滋賀県造園協会西地区	滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社	滋賀県大津市浜大津5丁目1番1号	京阪・琵琶湖汽船グループ	琵琶湖汽船株式会社 京阪園芸株式会社	合計 3者		
申請者		グループ申請の場合の構成																		
所在地	名称																			
滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	公益財団法人 大津市公園緑地協会 一般社団法人 滋賀県造園協会西地区																		
滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社																		
滋賀県大津市浜大津5丁目1番1号	京阪・琵琶湖汽船グループ	琵琶湖汽船株式会社 京阪園芸株式会社																		
合計 3者																				
5	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。																		
	選定委員会委員 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会 (都市公園部会) ※印:委員長 (部会長) 京都大学助教 今西 純一 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 一般財団法人公園財団 木曾三川公園管理センター 管理センター長 久富 学 滋賀県土木交通部技監 松本 勝正																		
	審査基準	別紙参照																		
	審査経過	平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会都市公園部会 (指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成25年8月26日~平成25年9月25日 募集要項の配布 平成25年9月10日 現地説明会 (参加者21者) 平成25年9月24日~平成25年9月25日 申請受付 (申請者3者) 平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (財務状況の審査)																		

平成25年10月11日 第3回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(事業計画のヒアリング)
平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)

指定管理者の候補者

公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体

評価結果および選定理由

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点210点)	選定基準3 (配点110点)	選定基準4 (配点180点)	合計 (配点570点)
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	56.2	167.6	62.6	138.6	425.0
A	53.8	154.4	60.8	151.2	420.2
B	49.0	118.4	60.2	121.8	349.4

※点数は各委員の平均値 (570点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	422.0	410.0	449.0	419.0	425.0	2,125.0	425.0
A	410.0	419.0	446.0	416.0	410.0	2,101.0	420.2
B	365.0	365.0	320.0	359.0	338.0	1,747.0	349.4

○提示額一覧表

申請者	提示額
公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	250,000千円
A	253,600千円
B	253,573千円

【選定理由】

選定基準1については、設置目的を良く理解し、参加意欲もあり、最も高く評価された。

選定基準2については、公園の特性や課題を詳細に分析し、管理運営目標の達成に向けた具体的な取組や利用者の増加を図るための具体的な提案を示し、最も高く評価された。

選定基準3について、提示額が最も低く、必要な経費の見積りや収支計画の実現性において、最も高い評価を得た。

選定基準4については、Aの財務状況が優れているものの、候補者は2番目であり、安定的な業務が行える団体規模を有していると評価された。

上記の結果、総合的に最も評価が高い、公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体を指定管理者の候補者として選定した。

審査結果

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1	施設名	県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。)			
2	施設の概要	公園面積 58.3ha (湖岸緑地山田新浜地区 9.35ha、湖岸緑地志那地区 14.33ha、湖岸緑地赤野井吉川地区 19.02ha、湖岸緑地中主吉川地区 15.60ha)			
3	募集方法	公 募			
	募集要項配布期間	平成 25年 8月 26日 ~ 平成 25年 9月 25日			
	申請受付期間	平成 25年 9月 24日 ~ 平成 25年 9月 25日			
	指定期間	平成 26年 4月 1日 ~ 平成 31年 3月 31日 (5年間)			
	管理業務内容	滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第9条の2に定める業務 (1) 条例第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務			
	管理料参考額	391,600,000円(消費税および地方消費税を含む。)			
4	応募状況	申請者		グループ申請の場合の構成	
		所在地	名称		
		滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社	
		滋賀県守山市木浜町樋ノ口480番地	人・水・緑に生きる 吉仁園グループ	株式会社吉仁園 田中庭園 すい穂造園工事 特定非営利活動法人健康な自然食を考える会	
合計 2者					
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。		
		選定委員会委員 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(都市公園部会) ※印:委員長(部会長) 京都大学助教 今西 純一 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 一般財団法人公園財団 木曾三川公園管理センター 管理センター長 久富 学 滋賀県土木交通部技監 松本 勝正		
		審査基準	別紙《都市公園 審査の基準》参照		
		審査経過	平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会都市公園部会 (指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成25年8月26日~平成25年9月25日 募集要項の配布 平成25年9月10日 現地説明会(参加者21者) 平成25年9月24日~平成25年9月25日 申請受付(申請者2者)		

平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(財務状況の審査)
平成25年10月11日 第3回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(事業計画のヒアリング)
平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)

指定管理者の候補者

近江鉄道ゆうグループ

評価結果および選定理由

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点210点)	選定基準3 (配点110点)	選定基準4 (配点180点)	合計 (配点570点)
近江鉄道ゆうグループ	53.8	155.0	62.6	151.2	422.6
A	41.2	105.4	53.6	88.2	288.4

※点数は各委員の平均値 (570点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
近江鉄道ゆうグループ	410.0	428.0	449.0	416.0	410.0	2,113.0	422.6
A	297.0	332.0	249.0	300.0	264.0	1,442.0	288.4

○提示額一覧表

申請者	提示額
近江鉄道ゆうグループ	379,850千円
A	391,600千円

【選定理由】

選定基準1については、設置目的を良く理解し、参加意欲もあり、より高く評価された。

選定基準2については、公園の特性や課題を詳細に分析し、管理運営目標の達成に向けて意欲的な数値目標を提示し、より高く評価された。

選定基準3については、提示額がより低く、必要な経費の見積りや収支計画の実現性においてもより高い評価を得た。

選定基準4については、安定的な運営が可能となる人的能力や類似施設の運営実績をより高く評価された。

上記の結果、近江鉄道ゆうグループを指定管理者の候補者として選定した。

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1	施設名	県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)															
2	施設の概要	公園面積 86.52ha (湖岸緑地能登川地区 4.35ha、湖岸緑地新海薩摩地区 12.02ha、湖岸緑地薩摩宇曾川地区 10.02ha、湖岸緑地曾根沼地区 30.41ha、湖岸緑地犬上川大藪地区 3.08ha、湖岸緑地松原米川地区 9.43ha、湖岸緑地長浜南浜地区 14.37ha、湖岸緑地大浜安養寺地区 2.84ha)															
3	募集方法	公 募															
	募集要項配布期間	平成 25年 8月 26日 ~ 平成 25年 9月 25日															
	申請受付期間	平成 25年 9月 24日 ~ 平成 25年 9月 25日															
	指定期間	平成 26年 4月 1日 ~ 平成 31年 3月 31日 (5年間)															
	管理業務内容	滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第9条の2に定める業務 (1) 条例第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務															
	管理料参考額	374,700,000円(消費税および地方消費税を含む。)															
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県彦根市大東町3番1号</td> <td>近江鉄道ゆうグループ</td> <td>近江鉄道株式会社 西武造園株式会社</td> </tr> <tr> <td>滋賀県東近江市五個荘竜田町627-2</td> <td>特定非営利活動法人P. P. 滋賀</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 2者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社	滋賀県東近江市五個荘竜田町627-2	特定非営利活動法人P. P. 滋賀		合計 2者		
申請者		グループ申請の場合の構成															
所在地	名称																
滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社															
滋賀県東近江市五個荘竜田町627-2	特定非営利活動法人P. P. 滋賀																
合計 2者																	
5	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。															
	選定委員会委員 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(都市公園部会) ※印:委員長(部会長) 京都大学助教 今西 純一 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 一般財団法人公園財団木曾三川公園管理センター管理センター長 久富 学 滋賀県土木交通部技監 松本 勝正															
	審査基準	別紙《都市公園 審査の基準》参照															
	審査経過	平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会都市公園部会(指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成25年8月26日~平成25年9月25日 募集要項の配布 平成25年9月10日 現地説明会(参加者21者) 平成25年9月24日~平成25年9月25日 申請受付(申請者2者) 平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会(財務状況の審査)															

平成25年10月11日 第3回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(事業計画のヒアリング)
平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)

指定管理者の候補者

近江鉄道ゆうグループ

評価結果および選定理由

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点210点)	選定基準3 (配点110点)	選定基準4 (配点180点)	合計 (配点570点)
近江鉄道ゆうグループ	53.8	155.0	62.6	151.2	422.6
A	52.6	155.0	67.4	126.6	401.6

※点数は各委員の平均値 (570点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
近江鉄道ゆうグループ	410.0	428.0	449.0	416.0	410.0	2,113.0	422.6
A	401.0	404.0	389.0	407.0	407.0	2,008.0	401.6

○提示額一覧表

申請者	提示額
近江鉄道ゆうグループ	363,455千円
A	373,000千円

【選定理由】

選定基準1については、設置目的を良く理解し、参加意欲もあり、より高く評価された。

選定基準2については、公園の特性や課題を詳細に分析し、管理運営目標の達成に向けて意欲的な数値目標の提示が評価された。

選定基準3については、Aの提案した経費の段階的な縮減の評価が高かったものの、提示額は候補者が低く、必要な経費の見積りや収支計画の実現性においても良好な評価であった。

選定基準4については、安定的な運営が可能となる人的能力や類似施設の運営実績をより高く評価された。

上記の結果、総合的により評価が高い、近江鉄道ゆうグループを指定管理者の候補者として選定した。

審査結果

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1	施設名	県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。)	
2	施設の概要	公園面積 43.2ha	
3	募集方法	公募	
	募集要項配布期間	平成25年8月26日～平成25年9月25日	
	申請受付期間	平成25年9月24日～平成25年9月25日	
	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)	
	管理業務内容	滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第9条の2に定める業務 (1) 条例第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務	
	管理料参考額	205,100,000円(消費税および地方消費税を含む。)	
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ
		グループ申請の場合の構成	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社
		合計 1者	
5	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。	
	選定委員会委員 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(都市公園部会) ※印:委員長(部会長) 京都大学助教 今西 純一 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 一般財団法人公園財団 木曾三川公園管理センター 管理センター長 久富 学 滋賀県土木交通部技監 松本 勝正	
	審査基準	別紙《都市公園 審査の基準》参照	
	審査経過	平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会都市公園部会 (指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成25年8月26日～平成25年9月25日 募集要項の配布 平成25年9月10日 現地説明会(参加者21者) 平成25年9月24日～平成25年9月25日 申請受付(申請者1者) 平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (財務状況の審査) 平成25年10月11日 第3回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (事業計画のヒアリング) 平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)	

指定管理者の候補者

近江鉄道ゆうグループ

評価結果および選定理由

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点210点)	選定基準3 (配点110点)	選定基準4 (配点180点)	合計 (配点570点)
近江鉄道ゆうグループ	53.8	161.4	60.8	151.2	427.2

※点数は各委員の平均値 (570点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
近江鉄道ゆうグループ	423.0	417.0	450.0	429.0	417.0	2,136.0	427.2

○提示額一覧表

申請者	提示額
近江鉄道ゆうグループ	205,095千円

【選定理由】

選定基準1については、設置目的を良く理解し、参加意欲が評価された。
 選定基準2については、公園の特性や課題を詳細に分析し、管理運営目標の達成に向けて意欲的な数値目標の提示が評価された。
 選定基準3については、必要な経費の見積りや収支計画の実現性においても良好な評価であった。
 選定基準4については、安定的な運営が可能となる人的能力や類似施設の運営実績を適切であると評価された。

上記の結果、近江鉄道ゆうグループを指定管理者の候補者として選定した。

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1	施設名	県営都市公園 (奥びわスポーツの森に限る。)			
2	施設の概要	公園面積 21.3ha			
3	募集方法	公募			
	募集要項配布期間	平成 25年 8月 26日 ~ 平成 25年 9月 25日			
	申請受付期間	平成 25年 9月 24日 ~ 平成 25年 9月 25日			
	指定期間	平成 26年 4月 1日 ~ 平成 29年 3月 31日 (.3年間)			
募集概要	管理業務内容	滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第9条の2に定める業務 (1) 条例第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務			
	管理料参考額	77,500,000円 (消費税および地方消費税を含む。)			
4	応募状況	申請者		グループ申請の場合の構成	
		所在地	名称		
		滋賀県東近江市五個荘 竜田町627-2	特定非営利活動法人P.P. P. 滋賀		
		滋賀県長浜市落合町680 番地	特定非営利活動法人まちづ くりびわ		
合計 2者					
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。		
		選定委員会委員 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会 (都市公園部会) ※印:委員長 (部会長) 京都大学助教 今西 純一 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 一般財団法人公園財団 木曾三川公園管理センター 管理センター長 久富 学 滋賀県土木交通部技監 松本 勝正		
		審査基準	別紙《都市公園 審査の基準》参照		
		審査経過	平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会都市公園部会 (指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成25年8月26日~平成25年9月25日 募集要項の配布 平成25年9月10日 現地説明会 (参加者21者) 平成25年9月24日~平成25年9月25日 申請受付 (申請者2者) 平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (財務状況の審査) 平成25年10月11日 第3回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (事業計画のヒアリング) 平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)		

指定管理者の候補者	特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀							
評価結果および選定理由	○選定基準に基づく採点結果							
	申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点210点)	選定基準3 (配点110点)	選定基準4 (配点180点)	合 計 (配点570点)		
	特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀	53.8	153.6	57.8	126.0	391.2		
	A	55.0	150.0	60.8	105.0	370.8		
	※点数は各委員の平均値 (570点満点)							
	○各委員の採点結果							
	申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均 値
	特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀	376.0	393.0	385.0	400.0	402.0	1,956.0	391.2
	A	387.0	387.0	342.0	369.0	369.0	1,854.0	370.8
	○提示額一覧表							
申 請 者	提 示 額							
特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀	77,400千円							
A	77,500千円							
<p>【選定理由】</p> <p>選定基準1については、Aの評価がより高かったものの、候補者は設置目的を理解し参加意欲もあると評価された。</p> <p>選定基準2については、公園の特性や課題を詳細に分析し、管理水準向上のための維持管理が具体的な方策を提示し、より高く評価された。</p> <p>選定基準3については、一部表現に齟齬があったものの、必要な経費の見積や収支計画の実現性において良好な評価であった。</p> <p>選定基準4については、類似施設の運営実績があり、より高く評価された。</p> <p>上記の結果、総合的により評価が高い、特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀を指定管理者の候補者として選定した。</p>								

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1	施設名	県営都市公園 (びわこ地球市民の森に限る。)																								
2	施設の概要	公園面積 30.98ha																								
3	募集方法	公募																								
	募集要項配布期間	平成 25年 8月 26日 ~ 平成 25年 9月 25日																								
	申請受付期間	平成 25年 9月 24日 ~ 平成 25年 9月 25日																								
	指定期間	平成 26年 4月 1日 ~ 平成 31年 3月 31日 (5年間)																								
募集概要	管理業務内容	滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第9条の2に定める業務 (1) 条例第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務																								
	管理料参考額	269,100,000円 (消費税および地方消費税を含む。)																								
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県彦根市大東町3番1号</td> <td>近江鉄道ゆうグループ</td> <td>近江鉄道株式会社 西武造園株式会社</td> </tr> <tr> <td>滋賀県草津市野村1丁目26番8号</td> <td>株式会社アヤハ環境開発・チュウブ共同事業体</td> <td>株式会社アヤハ環境開発 株式会社チュウブ</td> </tr> <tr> <td>滋賀県守山市荒見132-1</td> <td>宝山園グループ</td> <td>株式会社宝山園 中西建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市中央区道頓堀1-2-15</td> <td>シダックス・ハウスビルグループ</td> <td>シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 株式会社ハウスビルシステム</td> </tr> <tr> <td>滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030</td> <td>滋賀ビオトープ研究会グループ</td> <td>キタイ設計株式会社 滋賀ビオトープ研究会 近江花勝造園株式会社 株式会社ラーゴ</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 5者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社	滋賀県草津市野村1丁目26番8号	株式会社アヤハ環境開発・チュウブ共同事業体	株式会社アヤハ環境開発 株式会社チュウブ	滋賀県守山市荒見132-1	宝山園グループ	株式会社宝山園 中西建設株式会社	大阪府大阪市中央区道頓堀1-2-15	シダックス・ハウスビルグループ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 株式会社ハウスビルシステム	滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030	滋賀ビオトープ研究会グループ	キタイ設計株式会社 滋賀ビオトープ研究会 近江花勝造園株式会社 株式会社ラーゴ	合計 5者		
		申請者		グループ申請の場合の構成																						
		所在地	名称																							
		滋賀県彦根市大東町3番1号	近江鉄道ゆうグループ	近江鉄道株式会社 西武造園株式会社																						
		滋賀県草津市野村1丁目26番8号	株式会社アヤハ環境開発・チュウブ共同事業体	株式会社アヤハ環境開発 株式会社チュウブ																						
		滋賀県守山市荒見132-1	宝山園グループ	株式会社宝山園 中西建設株式会社																						
		大阪府大阪市中央区道頓堀1-2-15	シダックス・ハウスビルグループ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 株式会社ハウスビルシステム																						
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030	滋賀ビオトープ研究会グループ	キタイ設計株式会社 滋賀ビオトープ研究会 近江花勝造園株式会社 株式会社ラーゴ																								
合計 5者																										
5	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。																								
	選定委員会委員(50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会 (都市公園部会) ※印:委員長(部会長) 京都大学助教 今西 純一 ※滋賀県土木交通部次長 桑山 勝則 公認会計士 田中 正志 一般財団法人公園財団 木曾三川公園管理センター 管理センター長 久富 学 滋賀県土木交通部技監 松本 勝正																								
	審査基準	別紙参照																								
審査経過	平成25年8月1日 第1回指定管理者選定委員会および同委員会都市公園部会(指定管理者募集要項および審査基準について検討) 平成25年8月26日~平成25年9月25日 募集要項の配布 平成25年9月10日 現地説明会(参加者21者) 平成25年9月24日~平成25年9月25日 申請受付(申請者5者)																									

平成25年10月3日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(財務状況の審査)
平成25年10月11日 第3回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(事業計画のヒアリング)
平成25年10月28日 第4回指定管理者選定委員会 都市公園部会
(審査基準の採点結果に基づく指定管理者の候補者選定)

審査結果

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点70点)	選定基準2 (配点210点)	選定基準3 (配点110点)	選定基準4 (配点180点)	合計 (配点570点)
滋賀ビオトープ研究会グループ	55.0	176.0	63.2	131.4	(失格) 425.6
シダックス・ハウスビルグループ	49.0	147.8	62.6	144.4	403.8
A	50.2	125.6	77.0	143.8	396.6
B	44.2	102.8	26.4	134.6	308.0
C	52.6	128.2	61.4	102.0	344.2

※点数は各委員の平均値 (570点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
滋賀ビオトープ研究会グループ	428.0	434.0	407.0	425.0	434.0	2,128.0	(失格) 425.6
シダックス・ハウスビルグループ	416.0	401.0	398.0	410.0	394.0	2,019.0	403.8
A	392.0	416.0	416.0	386.0	373.0	1,983.0	396.6
B	312.0	324.0	281.0	315.0	308.0	1,540.0	308.0
C	332.0	371.0	323.0	338.0	357.0	1,721.0	344.2

○提示額一覧表

申請者	提示額
滋賀ビオトープ研究会グループ	(失格) 259,800千円
シダックス・ハウスビルグループ	261,925千円
A	250,260千円
B	269,100千円
C	263,700千円

指定管理者の候補者 シダックス・ハウスビルグループ

【選定理由】

滋賀ビオトープ研究会グループは、合計点数が一番高く1位の候補者であったが、平成25年11月21日に県営都市公園「びわこ地球市民の森」指定管理者募集要項第10(3)その他②アに示す、7(2)①キに該当する者となり、指定管理者の指定を受けるための資格要件を満たさなくなったため、候補者としなかったこととした。
このため、滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(都市公園部会)の答申により、「採点結果が570点満点の60%以上の者については、合計点数の高い順に次点の者の扱いとすること」としていることから、合計点数が二番目に高い次点の者であるシダックス・ハウスビルグループを指定管理者の候補者として選定した。

グループ構成表

グループ名 公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体

(代表となる団体)	主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の役職・氏名	大津市浜大津四丁目1番1号 公益財団法人大津市公園緑地協会 理事長 拾井 道夫
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の役職・氏名	大津市一里山四丁目12番17号 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 西地区長 (株) 阪口 代表取締役 阪口 義人
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の役職・氏名	大津市仰木二丁目10番44号 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 副地区長 (株) 川下造園 代表取締役 川下 雅博
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の役職・氏名	大津市今堅田二丁目38番3号 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 事務長 藤木商店(株) 代表取締役 藤木 四郎
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の氏名	大津市伊香立上在地町28-3 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 (有) イナダガーデン 代表取締役 稲田 英穂
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の氏名	大津市仰木の里東二丁目2番4号 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 ガーデニング・サービス 代表 大江 正人
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の氏名	大津市仰木の里五丁目15番1号 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 (株) ジンジ 代表取締役 松本 智子
(構成員)	事務所の所在地 団体の名称 構成員の氏名	大津市木戸119 一般社団法人滋賀県造園協会 西地区 他谷石材造園 代表 他谷 保

- | | | |
|-------|----------------------------|--|
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市真野谷口町11番1号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
中塚造園 代表 中塚 誠介 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市仰木三丁目2番7号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
藤井造園 代表 藤井 佳弘 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市伊香立生津町344
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
久保造園 代表 久保 久伍 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市秋葉台30-15
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
浅井造園 代表 浅井 浩司 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市滋賀里三丁目1番28号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
(株) カワムラ造園土木
代表取締役 河村 伸康 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市坂本二丁目7番18号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
(株) 辻井造園 代表取締役 辻井 博行 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市日吉台三丁目26番4号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
庭 創 代表 坂口 修一 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市神領三丁目6番10号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
(有) 松田造園 代表取締役 松田 健一 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市坂本三丁目11番40号
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
(株) 吉田造園 代表取締役 吉田 茂 |
| (構成員) | 事務所の所在地
団体の名称
構成員の氏名 | 大津市小野1021
一般社団法人滋賀県造園協会 西地区
築田造園 代表 築田 洋一 |

様式第4号

団体概要書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人大津市公園緑地協会	
代表者職・氏名	理事長 拾井道夫	
団体の所在地	滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号	
設立年月日	平成5年4月1日（財団法人大津市公園緑地協会） 平成23年10月3日（公益財団法人大津市公園緑地協会）	
資本金	平成24年3月31日現在	30,000千円
従業者数	平成25年4月1日現在	81人
主たる業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑化に係る啓発及び普及 ・都市公園等に係る調査、研究及び管理運営、利用促進 ・収益事業（駐車場・自動販売機・物品販売等） 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	・別紙記載	
特記事項		

別紙

公益大津市公園緑地協会の実績

施設名	所在地	主な業務内容	期間
都市公園 (163公園、75緑地)	大津市	剪定、除草、施設保守 点検、苦情対応	平成6年4月1日～現在
皇子山総合運動公園 (野球場、陸上競技場、 テニスコート、グラウン ド)	大津市御陵町	施設管理、運営管理 ★	昭和54年4月1日～現在
皇子が丘公園 (体育館、第二体育館、 テニスコート、グラウン ド、温水プール、プール、 弓道場)	大津市皇子が 丘 一丁目、山上 町	施設管理、運営管理 ★	昭和54年4月1日～現在
瀬田公園体育館	大津市一里山 六丁目(瀬田 公園内)	施設管理、運営管理 ★	平成9年4月1日～現在
大津湖岸なぎさ公園 駐車場	大津市島の関 他	施設管理、駐車場運営 ★	平成4年4月1日～現在
一里山公園緑のふれあ いセンター	大津市一里山 三丁目(一里 山公園内)	施設管理、運営管理 ★	平成12年4月1日～現在
びわ湖大津館	大津市柳が崎 (柳が崎湖畔 公園内)	施設管理、運営管理 ★	平成14年4月1日～現在
街路樹(342路線)	大津市	剪定、除草、苦情対応	平成6年4月1日～平成24 年3月31日

(★：現在、指定管理者として管理に当たっているもの)

様式第4号

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	株式会社 阪 口	
職・氏名	代表取締役 阪口 義人	
所在地	滋賀県大津市一里山四丁目12番17号	
設立年月日	平成4年6月1日	
資本金	平成25年9月20日現在	1,000 千円
従業者数	平成25年9月20日現在	5 人
主たる業務内容	造園業（設計施工管理） 土木業（設計施工管理） 建築業（設計施工管理）	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	瀬田大石東線他道路緑化維持管理委託（H25年6月～11月）	
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	株式会社 川 下 造 園	
職・氏名	代表取締役 川下 雅博	
所在地	〒520-0247 大津市仰木二丁目10番44号	
設立年月日	昭和63年10月13日	
資本金	平成25年8月1日現在	2,000千円
従業者数	平成25年8月1日現在	4人
主たる業務内容	造園工事設計施工（洋・和風・ほか） 維持管理業務（伐採・剪定・ほか）	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

団体概要書(構成員)

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	藤木商店株式会社	
職・氏名	代表取締役 藤木四郎	
所在地	滋賀県大津市今堅田二丁目38番3号	
設立年月日	平成20年6月1日	
資本金	平成25年9月20日現在	5000 千円
従業者数	平成25年9月20日現在	6 人
主たる業務内容	造園工事業 土木工事業 土木施設維持管理業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	大津港緑地維持管理 (H21年4/1~H26年3/31) 植栽間伐工事(伐採・チップ化) (H24年1/20~3/10) 仰木の里学区他 (H25年5/30~H26年3/31) R-3 大津草津線維持管理工事 (H25年6/7~11/29)	
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	有限会社イナダガーデン	
職・氏名	代表取締役 稲田 英穂	
所在地	大津市伊香立上在地町28-3	
設立年月日	平成元年	
資本金	平成 25年 9月 日現在	10,000 千円
従業者数	平成 25年 9月 日現在	12 人
主たる業務内容	造園設計施工 各種造園芸資材・草花生産販売	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	柳が崎湖畔公園（H22.4～H25.3）庭園維持管理 びわこ大橋有料道路（H23.4～H24.3）樹木維持管理 県庁舎庭園維持管理（H21.4～H25.3）庭園維持管理 道路緑化維持（H25.5～H25.12）街路樹維持	
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	ガーデニング・サービス	
職・氏名	大江 正人	
所在地	大津市仰木の里東2-2-4	
設立年月日	平成18年4月1日	
資本金	平成 年 月 日現在	千円
従業者数	平成25年9月19日現在	4人
主たる業務内容	道路除草 街路樹剪定管理 公園除草・樹木管理	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	株式会社 ジンジ	
職・氏名	代表取締役 松本 智子	
所在地	滋賀県大津市仰木の里五丁目15番1号	
設立年月日	平成16年11月13日	
資本金	平成25年9月20日現在	1,000 千円
従業者数	平成25年9月20日現在	13 人
主たる業務内容	京都市内街路樹・公園剪定（年間管理）	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

様式第4号

団 体 概 要 書 (構 成 員)

項 目	内 容	
事業者 (法人、団体) 名	他谷石材造園	
職・氏名	代表 他谷 保	
所在地	滋賀県大津市木戸119番地	
設立年月日	大正2年 1月 1日	
資本金	平成 年 月 日現在	0千円
従業者数	平成25年9月19日現在	4人
主たる業務内容	公共、民間の造園及び維持管理	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	生川～木戸川 湖岸緑地維持管理 (2年間)	
特記事項		

様式第4号

団体概要書 (構成員)

項目	内容	
事業者 (法人、団体) 名	中塚造園	
職・氏名	中塚 誠介	
所在地	滋賀県大津市真野谷口町11-1	
設立年月日	1936年	
資本金	平成 25年9月18日現在	500千円
従業者数	平成 25年9月18日現在	2人
主たる業務内容	個人庭園の管理・施工	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	藤井 造園	
職・氏名	代表者 藤井 佳弘	
所在地	大津市仰木三丁目2-7	
設立年月日	昭和41年11月	
資本金	平成25年9月20日現在	1000千円
従業者数	平成25年9月20日現在	1人
主たる業務内容	樹木管理（個人邸中心） 造園工事 外構工事	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	個人邸中心の為、得になし	
特記事項		

様式第4号

団体概要書(構成員)

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	久保造園	
職・氏名	久保 久伍	
所在地	滋賀県大津市伊香立生津町344	
設立年月日	昭和48年 4月 1日	
資本金	平成 年 月 日現在 千円	
従業者数	平成25年9月20日現在	3 人
主たる業務内容	民間庭園設計施工管理	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	浅井造園	
職・氏名	代表 浅井 浩司	
所在地	大津市秋葉台30-15	
設立年月日	昭和23年 7月	
資本金	平成 年 月 日現在	千円
従業者数	平成25年9月1日現在	3人
主たる業務内容	造園工事 石工事 樹木剪定・伐採	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	蘆花浅水荘庭園管理業務 立木観音造園工事・石工事 一財）膳所焼美術館庭園管理及び造園工事 旧旅程紅葉庭園管理業務 膳所城跡公園樹木剪定業務 茶臼山公園樹木剪定業務 大津市生涯学習センター樹木剪定業務 大津商業高等学校樹木剪定業務	
特記事項	先代代表 現代の名工・勲六等瑞宝章	

様式第4号

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	株式会社カワムラ造園土木	
職・氏名	代表取締役 河村伸康	
所在地	大津市滋賀里三丁目1番28号	
設立年月日	平成7年2月20日	
資本金	平成25年9月18日現在	10,000千円
従業者数	平成25年9月18日現在	7人
主たる業務内容	造園 土木 とび・土工 管	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	公益財団法人大津市公園緑地協会 植栽管理業務 20件 ルネ大津植栽管理業務 ロータリーマンション大津1番館植栽管理業務 その他マンション植栽管理業務 12件 滋賀学区植栽管理業務 大津市 植栽管理業務 22件	
特記事項		

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	株式会社 辻井造園	
職・氏名	代表取締役 辻井博行	
所在地	滋賀県大津市坂本二丁目7番18号	
設立年月日	昭和62年10月1日	
資本金	平成 25年 5月 31日現在	34,000千円
従業者数	平成 25年 5月 31日現在	13人
主たる業務内容	民間の庭園設計施工管理 京都・滋賀の文化財庭園の修復・管理 官公庁の造園工事 海外における日本庭園等	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	平成17年度 びわこ文化公園・近代美術館植栽維持管理 平成18年度 近江大橋有料道路植栽管理 平成19年度 びわ湖ホール植栽管理 平成24年度 坂本石積の郷公園維持管理	
特記事項		

様式第4号

団体概要書(構成員)

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	庭創	
職・氏名	代表 坂口修一	
所在地	滋賀県大津市日吉台三丁目26番4号	
設立年月日	平成17年1月31日	
資本金	平成25年1月1日現在	12520千円
従業者数	平成25年8月31日現在	4人
主たる業務内容	造園工事業 樹木維持管理業 樹木診断治療業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	高橋川緑地病害虫防除工事 日吉台1号公園樹木剪定工事 日吉台2号公園樹木剪定工事 日吉台5号公園樹木剪定工事 日吉台10号公園樹木伐採工事 日吉台4号公園樹木伐採工事 都市公園除草業務委託	
特記事項		

団体概要書(構成員)

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	有限会社 松田造園	
職・氏名	代表取締役 松田 健一	
所在地	滋賀県大津市神領三丁目6番10号	
設立年月日	平成2年6月1日	
資本金	平成25年9月20日現在	3000 千円
従業者数	平成25年9月20日現在	4 人
主たる業務内容	造園工事業 外構工事業 土木工事業 管理工事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	株式会社 吉田造園	
職・氏名	代表取締役 吉田 茂	
所在地	滋賀県大津市坂本三丁目11番40号	
設立年月日	昭和49年 2月 8日	
資本金	平成25年9月20日現在	40,000 千円
従業者数	平成25年9月20日現在	9 人
主たる業務内容	造園工事業 土木工事業 土木施設維持管理業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

様式第4号

団体概要書（構成員）

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	築田 造園	
職・氏名	代表 築田 洋一	
所在地	滋賀県大津市小野1021	
設立年月日	昭和42年6月1日	
資本金	平成 年 月 日現在	千円
従業者数	平成25年9月20日現在	3人
主たる業務内容	樹木管理	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	琵琶湖大橋管理 湖岸緑地（木戸・和邇川地区） ローズタウン街路樹・公園管理 志賀行政事務組合（斎場）管理	
特記事項		

グループ構成表

グループ名

近江鉄道ゆうグループ

(代表となる団体)	主たる事務所の所在地	滋賀県彦根市大東町3番1号
	団体の名称	近江鉄道株式会社
	代表者の役職・氏名	代表取締役 中村 隆司
(構成団体)	主たる事務所の所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
	団体の名称	西武造園株式会社
	代表者の役職・氏名	取締役社長 林 輝幸

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	近江鉄道株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 中村 隆司	
団体の所在地	滋賀県彦根市大東町3番1号	
設立年月日	明治29年6月16日	
資本金	平成25年8月1日現在	405,000千円
従業者数	平成25年8月1日現在	964人
主たる業務内容	(1) 鉄道事業法による鉄道事業、索道事業 (2) 道路運送法による自動車運送事業 (3) 海上運送法による海上運送事業 (4) けい石の採掘、砂利の採取および販売業 (5) 漁業、山林業 (6) ホテル、旅館業、飲食店業 (7) 土地、建物、営造物等の所有、売買、貸借、仲介および土地の開発ならびに経営 (8) マンション管理業および警備業 (9) 観光事業、娯楽およびスポーツ施設の経営その他旅客誘致に必要な事業 (10) キャンプ場、遊園地およびゴルフ場の企画、設計、施工ならびに運営 (11) 自然公園法による公園事業 (12) 有料駐車場、自動車ターミナルおよび自動車道の経営 (13) 土木、電気、建築の設計、工事監理および工事請負 (14) 広告業 (15) 旅行業 (16) 損害保険代理業、生命保険募集業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (17) 自動車の点検整備、修理および販売業 (18) 自動車の諸機器、燃料、油脂類および部品の販売、修理業 (19) 自動車の運転および整備技術に必要な学術ならびに技能の教習業 (20) 酒類、煙草、旅行用品、観光用土産品その他物品販売業 (21) 物品賃貸業 (22) 結婚式場、宴会場および各種会議場の経営 (23) 芸能その他各種興業およびその斡旋ならびにチケットの発売 (24) 労働者派遣法に基づく一般および特定労働者派遣事業 (25) 介護保険法に基づく訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護および福祉用具貸与に関する居宅サービス事業	

	<p>(26) 介護保険法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく居宅介護等の支援事業</p> <p>(27) 託児所、保育所の経営</p> <p>(28) 地方自治法に基づく指定管理</p> <p>(29) 電気供給事業</p> <p>(30) 前各号にかかげる事業の経営、運営および管理、ならびに関連する一切の事業</p>
<p>類似施設の管理に関する過去の業務実績</p>	<p>滋賀県営都市公園湖岸緑地の南部地域、湖岸緑地の湖東・湖北地域 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖湖岸に広がる南湖周辺38公園、北湖29公園の管理運営 自然観察会、有害外来魚の釣り大会 ゴミ拾いなどの美化活動を実施 近江鉄道㈱（代表企業）業務 <p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p> <p>滋賀県立近江富士花緑公園 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設・レストラン・バーベキュー場、古民家等のある公園の管理運営 木工教室、ツールペイント等の各種講座催事の実施 ボランティアとの協働による維持管理の実施 近江鉄道㈱（代表企業）業務 <p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p> <p>滋賀県営びわこ文化公園 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近代美術館や図書館、埋蔵文化財センター、彫刻の路、日本庭園、茶室などがある都市公園の管理運営 近江鉄道㈱（代表企業）業務 <p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p> <p>春日山公園 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡春日山古墳群、溜池、軽スポーツ施設のある都市公園の管理運営 近江鉄道㈱（代表企業）業務 <p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p> <p>湖岸緑地中主吉川地区 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> ビオトープネットワークの拠点として設置された公園の管理運営 近江鉄道㈱（代表企業）業務 <p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p> <p>尾花川公園 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> 競艇場と住宅との緩衝機能を有する近隣公園の管理運営 近江鉄道㈱（代表企業）業務

	<p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p> <p>草津市立水生植物公園みずの森 指定管理業務（2社JV）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱帯温室（1159.7㎡）施設を備えた植物公園の管理運営 ・ ボランティアとの協働による維持管理の実施 ・ 近江鉄道㈱（代表企業）業務 <p>本社機能、会計業務、社員研修（接遇、コンプライアンス等）、広報業務等</p>
<p>特記事項</p>	

団体概要書

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	西武造園株式会社	
代表者職・氏名	取締役社長 林 輝幸	
団体の所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	
設立年月日	昭和26年2月15日	
資本金	平成25年4月1日現在	360,000千円
従業者数	平成25年6月1日現在	680人
主たる業務内容	(1)造園、土木、建築等建設工事の調査、設計、監理および請負ならびに測量業務 (2)霊園、墓所、墓石等建設工事の調査、設計、監理および請負ならびに測量業務 (3)公園、緑地、樹木、芝生等の保全管理および病害虫防除 (4)造園緑化に関するコンサルタント業務 (5)環境アセスメント業務 (6)造園緑化関連資材の生産、売買、輸出入、およびその代理業 (7)公園、緑地、庭園、動植物園、遊園地、ゴルフ場、スポーツ施設等およびその付帯施設の運営管理業務ならびに維持管理業務 (8)飲食店、売店等の経営、および管理 (9)日用品雑貨、衣料品、食料品、酒類、煙草等の販売 (10)前各号に付帯する一切の業務	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	滋賀県営湖岸緑地(平成18年度～平成25年度) 滋賀県営びわこ文化公園他3公園(平成21年度～平成25年度) 滋賀県立近江富士花緑公園(平成18年度～平成25年度) 草津市立水生植物公園みずの森(平成25年度～平成27年度) 東京都立狭山公園他3公園(平成18年度～平成27年度) 埼玉県営秩父公園(平成21年度～平成29年度) 神奈川県立四季の森公園(平成21年度～平成25年度) 神奈川県立観音崎公園(平成18年度～平成25年度) 神奈川県立東高根森林公園(平成18年度～平成25年度) 千葉県立幕張海浜公園(平成21年度～平成25年度) 豊島区立目白庭園(平成17年度～平成26年度) 足立区都市農業公園(平成24年度～平成28年度) 横須賀市ヴェルニー公園(平成18年度～平成25年度) 小田原市小田原フラワーガーデン(平成23年度～平成27年度) 国営昭和記念公園(平成24年度～平成26年度) 国営武蔵丘陵森林公園(平成24年度～平成26年度) 国営東京臨海広域防災公園(平成25年度～平成27年度)	
特記事項		

グループ構成表

グループ名 特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀

(代表となる団体)	主たる事務所の所在地	滋賀県東近江市五個荘竜田町627-2
	団体の名称	特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀
	代表者の役職・氏名	理事長 山村 文志郎

団体概要書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀	
代表者職・氏名	理事長・山村 文志郎	
団体の所在地	滋賀県東近江市五個荘竜田町627-2	
設立年月日	平成17年10月5日	
資本金	平成25年3月31日現在 正味財産 2,697千円	
従業者数	平成25年9月1日現在	法人会員 8社 (670人) 個人会員 2人 公園スタッフ 4人
主たる業務内容	① 施設・設備の維持管理に関する相談及び研究会事業 ② 道路・河川の清掃活動事業 ③ 緑のまちづくりの推進及び庭園や緑地の設計・施工・管理の相談事業 ④ スポーツの振興と健康増進を図る事業 ⑤ 環境の保全と創造を図る事業 ⑥ 指定管理者制度による公の施設の管理運営事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	「事業計画書 18 過去の事業実績」のとおり	
特記事項	かねてから淡海エコフオスターや乳児院の清掃などのボランティア活動に熱心である環境及び建設関連分野の企業が、個別に活動するよりも各分野の連携を生かした個性豊かな技術者集団として協働する方が、地域・社会に対する貢献度は大きくなるとの考えから、当法人を平成17年6月に結成する。	

グループ構成表

グループ名

シダックス・ハウスビルグループ

(代表となる団体)	主たる事務所の所在地	大阪市中央区道頓堀一丁目2番15号
	団体の名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社関西支店
	代表者の役職・氏名	支店長 山田 智治
(構成団体)	主たる事務所の所在地	大阪市北区梅田一丁目2番2-1200号
	団体の名称	株式会社 ハウスビルシステム
	代表者の役職・氏名	代表取締役 坂下 芳史

様式第4号

団体概要書

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 遠山 秀徳	
団体の所在地	〒182-0021 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3	
設立年月日	昭和61年11月1日	
資本金	平成25年9月1日現在	10,000千円
従業者数	平成25年3月末日現在	8,545人
主たる事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等指定管理者(約100箇所) ・図書館運営 ・寮、保養所管理業務 ・ビルメンテナンス業務 ・職員食堂運営業務 ・学校給食調理業務(自校式・センター方式) ・人材派遣業務 ・メールサービス、ロビー案内業務 ・警備業務 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒山麓公園ふれあいセンター(指定管理) 受託期間:平成21年7月～平成26年6月 ・島本町ふれあいセンター(指定管理) 受託期間:平成22年4月～平成27年3月 ・明石市立ふれあいの里(指定管理) 受託期間:平成25年4月～平成28年3月 <p>(指定管理者事業等の実績は別紙添付)。(省略)</p>	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク(財団法人 日本情報処理開発協会) 第10860066(04)号 平成22年6月29日取得 ・建築物清掃業登録:東京都62清 第195号 ・警備業認定(東京都公安委員会:第30001068号) ・一般労働者派遣事業許可番号:般13-010449 ・介護保険事業所番号:0873600282(鹿島支店) ・障害者介護事業所番号:0812900280(鹿島支店) 	

様式第4号

団体概要書

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	株式会社 ハウスビルシステム	
代表者職・氏名	代表取締役 坂下 芳史	
団体の所在地	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号	
設立年月日	昭和51年 9月25日	
資本金	平成25年 9月17日現在	100,000千円
従業者数	平成25年 9月17日現在	610人
主たる事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務(貸館施設・レジャー施設・都市基盤施設等) ・建物の総合管理・メンテナンス業務 ・常駐清掃作業及び床面洗浄ワックス等特殊清掃業務 ・電気・機械設備の運転と保守管理(給排水・防災設備等) ・警備保安業務 ・駐車場管理及び料金徴収、受付案内・電話交換業務 ・各種水質検査・消防設備点検・空気環境測定・害虫駆除等 ・その他建築物管理に関する業務 ・売店経営・寮管理・食事提供サービス等 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市橘公園ほか4公園(指定管理者) 受託期間:平成24年 4月～平成29年 3月(5年間) 代表企業:株式会社日比谷アメニス大阪支店 構成企業:株式会社ハウスビルシステム 上記、共同体(パークマネジメント尼崎)での受託 ・大阪南港野鳥園(指定管理者) 受託期間:平成22年 4月～平成26年 3月(4年間) 代表企業:株式会社ハウスビルシステム 構成企業:NPO法人南港ウェットランドグループ 上記、共同体での受託 <p>(指定管理者事業等の実績は別紙添付)・・・(※)</p>	
特記事項	<p>【登録・許可等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境衛生総合管理業登録:大阪府24総第2-1号 ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録:大阪府24貯第5-41号 ・建築物ねずみ昆虫等防除業登録:大阪府24ね第5-27号 ・警備業認定:大阪府公安委員会 第62001777号 ・医療関連サービスマーク認定:G(5)-1010270959 ・一般労働者派遣事業認定:般27-020393 ・貨物自動車運送:近運自貨第320号 ・ISO9001:2000認定 登録JHIA-Q110 ・ISO14001:1996認定 登録JHIA-E050 	

滋賀交通ビジョンの策定につき議決を求めることについて

平成2年に「滋賀県総合交通ネットワーク構想」を策定後、車社会のさらなる進展による地域交通の衰退、環境問題のグローバル化、北陸新幹線やリニア中央新幹線など新しい高速交通網の整備など、交通を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、滋賀の交通を総合的に再検討すべき時期にきています。

そこで、2030年頃の滋賀の目指すべき交通の姿を展望する新しい交通基本構想として「滋賀交通ビジョン」を策定することにつき議決を求めます。

(策定経過)

(1) 滋賀県議会

① 9月定例会報告(報第13号)

滋賀交通ビジョンの策定状況について

② 政策・土木交通常任委員会

平成23年10月4日 滋賀交通ビジョンの策定について

12月15日 県民、市町との意見交換会の概要について

平成24年6月13日 滋賀交通ビジョン検討の中間報告について

平成25年3月11日 滋賀交通ビジョンの検討経過について

5月15日 平成25年度に策定予定の計画について(懇話会答申説明)

6月24日 滋賀交通ビジョン原案について

9月9日 原案に対する意見募集結果について(滋賀交通ビジョン案説明)

10月7日 滋賀交通ビジョンの策定状況について

(2) 滋賀交通ビジョン懇話会

平成23年8月26日 滋賀交通ビジョン懇話会設置(滋賀交通ビジョン策定諮問)

以降平成25年3月にかけて懇話会計4回、分科会計9回を開催

平成25年4月23日 滋賀交通ビジョン懇話会答申

(3) 県民からの意見聴取

平成23年11月 県民との意見交換会(県内6か所で開催、参加者数111名)

平成24年1~3月 県民、事業所へのアンケート調査

2月22日他 経済団体との意見交換

平成25年7月 県民政策コメント募集(1日から31日まで1か月間)

意見提出者数:9者(個人3、法人等6)、意見等の件数:34件

(4) 市町からの意見聴取

平成23年11月 市町担当課との意見交換会(県内6か所で開催、参加者数50名)

平成24年7月 市町意見照会(懇話会中間報告書)

平成25年3月 市町意見照会(懇話会答申原案)

7月 市町意見照会(滋賀交通ビジョン原案)

滋賀交通ビジョン案の概要

1 滋賀交通ビジョンとは (はじめに)

滋賀県基本構想
の部門別計画

「住み心地日本一の滋賀」の実現に向けて…

2030年頃の滋賀の目指すべき交通の姿を展望します

これからの総合的な交通政策のあり方を示します

2 滋賀の交通をめぐる現状と課題 (第1～2章)

滋賀は、近畿、中部、北陸の結節点に位置し、主要な広域交通基盤が集中する恵まれた交通環境にあります。鉄道、バスが県全体の公共交通網を形成していますが、駅やバス停勢圏外への居住者も多く、車社会の進行に伴い公共交通の利用率は低下しています。

1 基本的な課題

地球温暖化対策としての
温室効果ガス排出量削減

超高齢社会到来に伴い
公共交通の役割は増大

交通（人や物の移動手段）は
あらゆる社会経済活動の基盤

低炭素型交通体系の構築
人の移動を自家用車に過度に頼った自動車中心社会の現状を改め、公共交通を中心とした環境負荷の低い交通体系に転換する必要があります

すべての人に使いやすい交通の確保
すべての県民、来訪者に使いやすくわかりやすい交通サービスの提供と、様々な交通手段を組み合わせることで円滑に移動できる交通環境の形成が必要です

交通の安定的な機能維持
事故や異常気象、自然災害による交通障害の低減、交通施設の老朽化への対応などにより交通の機能が常に適切に発揮されるようにする必要があります

こうした基本的な課題に応えつつ、地域交通、広域交通の課題を踏まえて目指すべき滋賀の交通の将来像を展望します

2 広域交通の課題

リニア中央新幹線などによる
日本の高速交通体系の大変革

滋賀の発展につながる広域交通のあり方は？

3 地域交通の課題

車社会の進行に伴う
地域公共交通の衰退

県民の生活を支える地域交通をどのように維持し、活性化していくべきでしょうか？

3 滋賀の交通の将来像と交通ビジョンの基本理念 (第3章)

近畿、中部、北陸の「要」となって
3圏域の広域的発展を牽引する **広域交通**

近畿、中部、北陸の円滑な交流や連携を牽引する交通の要の役割を発揮することで、滋賀県と3圏域全体の広域的な発展につなげていきます。

地域が支え、地域を支える、**地域交通**
県全域の「人、暮らし、まちを結ぶ」

地域社会を支える交通サービスを県民、交通事業者、行政が協働で支えながら、県全域にわたって生活に必要な交通手段を確保していきます。

基本理念 滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通

4 滋賀の交通政策の方向性 (第4章)

1 広域交通政策の方向性

①放射状ネットワークの強化に向けた取組

②クロスポイントの形成に向けた取組

③強くてしなやかな広域交通ネットワークづくり

2 地域交通政策の方向性

①公共交通を主体とした「エコ交通」の推進

②社会環境の変化に対応した持続可能な交通体系づくり

③まちづくりと一体となった交通の整備

1 広域交通の課題解決のための施策

① 放射状ネットワークの強化に向けた取組

滋賀県と周辺府県とを結ぶ放射状の広域交通ネットワークを強化し、近畿、中部、北陸の3圏域間の交通アクセスを充実します。

- 北陸新幹線の整備のあり方検討
- リニア中央新幹線開業後を見据えた広域交通のあり方検討
- 道路インフラ整備の促進

② クロスポイントの形成に向けた取組

滋賀県内において、人や物の広域的な交通流動が交差、接続するクロスポイントの機能を強化し、あるいは新たなクロスポイントを形成していきます。

- 人流のクロスポイント形成
- 物流のクロスポイント形成

③ 強くしてしなやかな交通ネットワークづくり

災害等に対する強さと、輸送障害時の対応力や回復性に優れたしなやかさを備えた安定的な交通で、広域的な連携と暮らしの安心を支えます。

- 国土軸の代替性確保
- 既存交通インフラの再生と長寿命化
- 陸上交通遮断時の湖上交通の活用
- 安全・安心な交通網の整備



2 地域交通の課題解決のための施策

① 公共交通を主体とした「エコ交通」の推進

公共交通機関をはじめ低炭素型の交通手段を利用しやすい環境整備を目指すとともに、県民が日常生活の様々な場面で公共交通利用を優先して考えるよう働きかけていきます。

- エコ交通ネットワークの形成
- 自転車を利用しやすい環境づくり
- 公共交通の利用促進と県民の意識変革
- 自動車利用のエコ化推進

② 社会環境の変化に対応した持続可能な交通体系づくり

公共交通を中心に、輸送需要に応じた手法、多様な担い手の活用などにより、県全域にわたり何らかの交通手段が確保された状態を目指すとともに、関係者の連携と役割分担で地域の交通を維持していきます。

- 県全域における交通空白域の改善
- バス利用を促進する環境整備
- 関係者の役割分担による公共交通の維持
- 県民や地域コミュニティとの協働でつくる地域交通体系

③ まちづくりと一体となった交通の整備

各行政分野の連携強化や県と市町の連携により、地域ごとの課題や特性に応じて、地域のまちづくりと一体となって地域交通の維持充実を図るとともに、暮らしの安心に欠かせない安全で安定的な交通網を整備していきます。

- 地域が主役の交通まちづくり
- 人と人とのふれあいを生み出す公共交通
- 安全・安心な交通網の整備

地域別施策

多岐にわたる地域ごとの課題や特性を踏まえて、地域の交通のあり方を考えていきます。

大津・高島	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北
-------	----	----	-----	----	----

3 施策推進に向けて

近畿、中部、北陸の広域連携や、県民、交通事業者、行政の役割分担によって、滋賀と周辺圏域の発展を牽引する広域交通の施策、地域の交通を地域自らが支える地域交通の施策を推進します。